

令和4年1月21日
参 考 資 料

書面添付制度研修

日本橋税務署

目 次

1	書面添付制度の趣旨・目的	1
2	書面添付制度の沿革	1
3	書面添付制度の効果	2
4	書面添付件数（割合）の推移【所得税・相続税・贈与税・法人税】	3
5	書面添付制度にかかる書面の記載例	7
6	参考リーフレット	
①	ダイレクト納付	35
②	納税証明	37
③	インボイス制度関連	40
④	改正電子帳簿保存法	42
⑤	相続税 e-Tax 申告のご案内	46

1 書面添付制度の趣旨・目的

書面添付制度は、税理士及び税理士法人(以下「税理士等」という。)が作成・審査した申告書について、それが税務の専門家の立場からどのように調製されたかを、税理士法第33条の2に規定する書面(以下「添付書面」という。)、や意見聴取という税理士等に付与された権利の行使を通じて明らかにすることにより、法令に沿った適正な申告書の作成及び提出に資するとともに、税務当局が税理士等の立場を尊重し、税務執行の一層の円滑化・簡素化に資するとの趣旨によるものである。

本制度の執行に当たっては、添付書面を申告審査や準備調査等に効果的に活用するとともに、添付書面の記載内容のうち確認を要する事項に関して、積極的に意見聴取を行うなど適正な運用に努める必要がある。

なお、意見聴取を行った結果、調査の必要性がないと認められた場合には、記載内容が良好でない書面を添付している場合などを除き、税理士等に対して現時点では調査に移行しない旨の書面「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しなければならない。

2 書面添付制度の沿革

書面添付制度は、昭和31年の税理士法改正によって創設され、昭和55年に第2項(他人が作成した申告書につき、税理士が審査した事項を記載した書面の添付)が追加となった。

さらに、平成13年に添付書面の様式に「顕著な増減事項」及び「増減理由」等の項目が追加され、内容の充実が図られたところである。

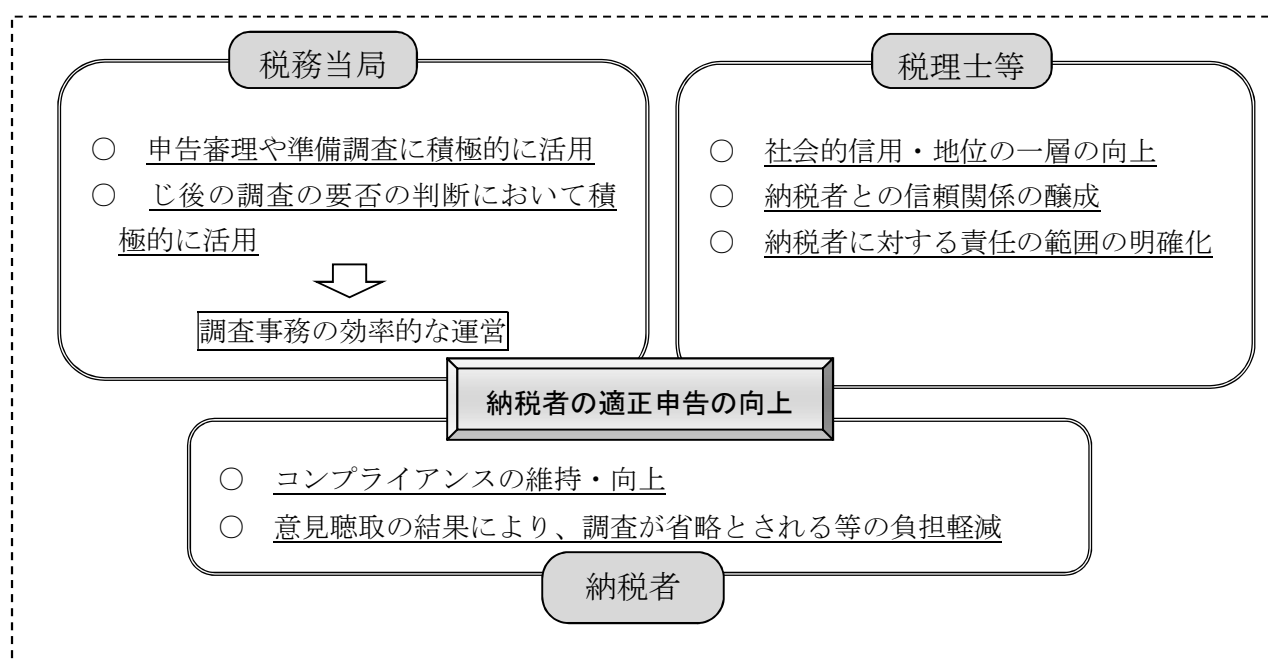
また、意見聴取制度については、昭和26年の税理士法制定時に、不服申立てに係る調査における意見聴取制度が条文に盛り込まれ、昭和31年に書面の添付がある場合における更正処分前の意見聴取が追加された。

平成13年の税理士法改正によって、書面添付制度がより有効に活用されるように、書面が添付されている申告書について税務調査を行う場合には、原則として、納税者への事前通知を行う前に、あらかじめ税理士法第30条の書面(税務代理権限証書)を提出した税理士等に対して、当該添付書面に記載された事項に関して、意見を述べる機会を与えなければならないこととする改正が行われた。

	内 容
昭和26年	税理士法制定
昭和31年	所得税、相続税、贈与税及び法人税申告書への書面添付がある場合における更正処分前の意見聴取制度が創設
昭和55年	更正処分前の意見聴取制度の対象税目が、申告納税制度方式の国税及び申告納付又は申告納入に係る地方税に拡大 他人が作成した申告書について、相談・審査を行い、書面添付をした場合における意見聴取制度が創設
平成13年	税務調査の事前通知前の意見聴取制度が創設
平成21年	意見聴取の結果、調査に移行しないこととされた場合に原則として文書による調査省略通知の実施に関する事務運営指針の改正

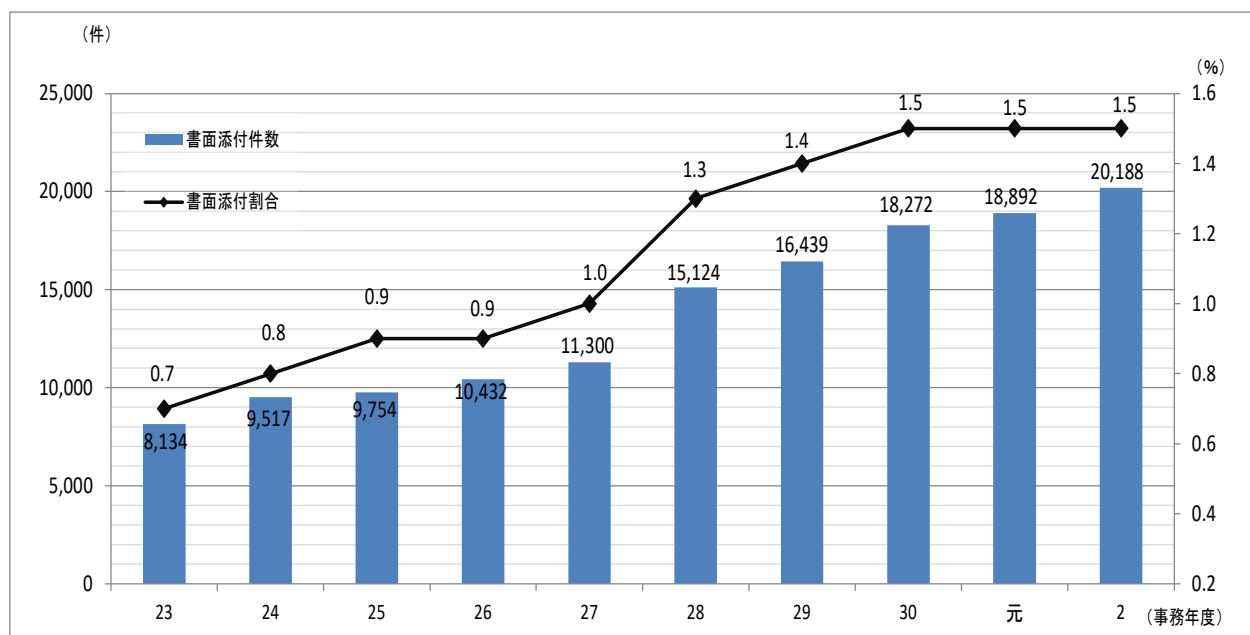
3 書面添付制度の効果

書面添付制度は、税務当局、税理士等及び納税者に、次のような効果がある。



4 書面添付件数（割合）の推移【所得税・相続税・贈与税・法人税】

(1) 所得税



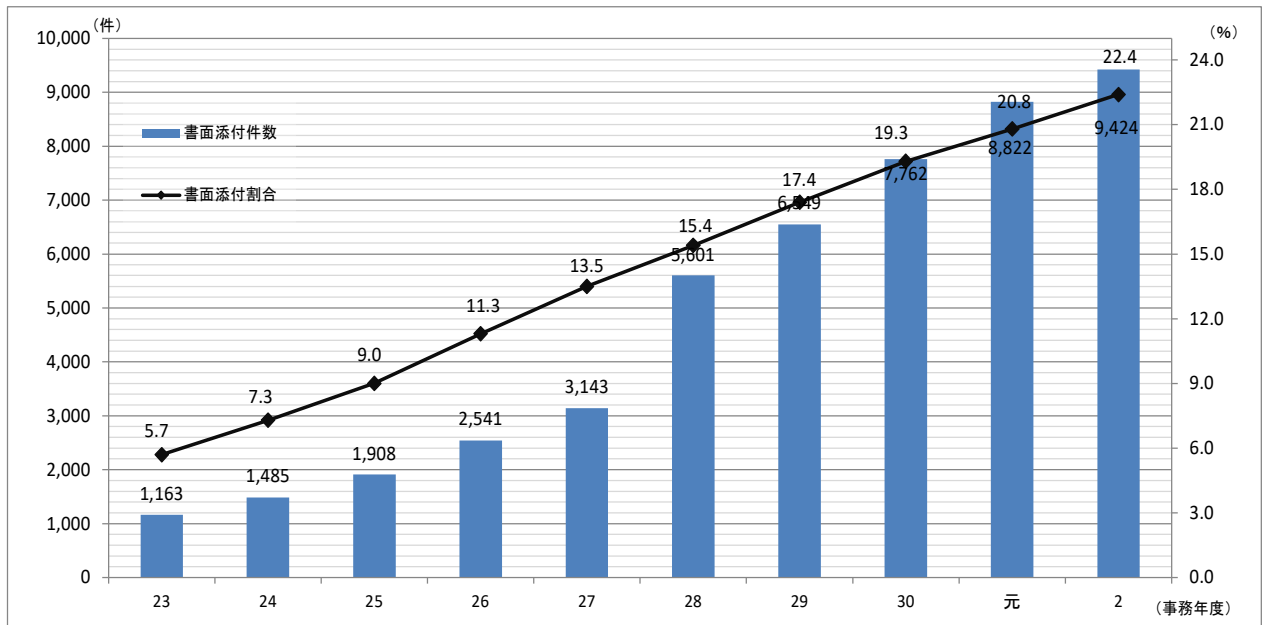
(単位：件、%)

区分 事務年度	税理士関与件数							
	書面添付件数		書面添付割合	意見聴取件数		意見聴取割合	調査省略件数	
	①	②		④	⑤ (④/②)		⑥	⑦ (⑥/④)
			③ (②/①)				⑧	
23	(100.5) 1, 103, 325	(121.1) 8, 134		(165.8) 131			(183.3) 55	(175.0) 21
24	(101.8) 1, 122, 804	(117.0) 9, 517		(71.8) 94			(105.5) 58	(195.2) 41
25	(97.7) 1, 097, 203	(102.5) 9, 754		(56.4) 53			(48.3) 28	(43.9) 18
26	(103.0) 1, 129, 839	(107.0) 10, 432		(130.2) 69			(82.1) 23	(77.8) 14
27	(101.6) 1, 148, 158	(108.3) 11, 300		(131.9) 91			(247.8) 57	(300.0) 42
28	(102.6) 1, 178, 017	(133.8) 15, 124		(81.3) 74			(59.6) 34	(66.7) 28
29	(102.1) 1, 202, 534	(108.7) 16, 439		(129.7) 96			(114.7) 39	(92.9) 26
30	(101.2) 1, 217, 355	(111.2) 18, 272		(79.2) 76			(100.0) 39	(107.7) 28
元	(101.2) 1, 232, 159	(103.4) 18, 892		(63.2) 48			(43.6) 17	(35.7) 10
2	(105.8) 1, 303, 123	(106.9) 20, 188		(89.6) 43			(82.4) 14	(50.0) 5

(注) 1 () 内は対前年比を示す。

2 各件数は、各事務年度6月末の申告書提出件数に係るものである。

(2) 相続税



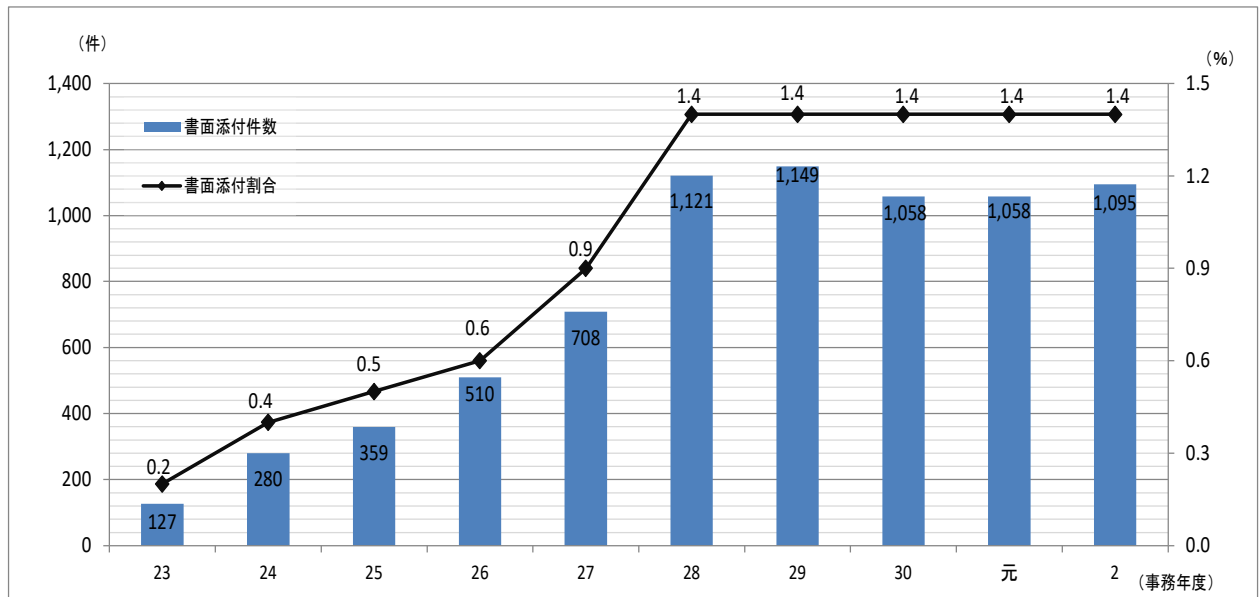
(単位：件、%)

事務年度	区分							
	税理士関与件数	書面添付件数	書面添付割合	意見聴取件数	意見聴取割合	調査省略件数	調査省略割合	お知らせ送付件数
	①	②	③ (②/①)	④	⑤ (④/②)	⑥	⑦ (⑥/④)	⑧
23	(105.7) 20,518	(127.8) 1,163	5.7	(135.5) 141	12.1	(56.0) 14	9.9	(166.6) 5
24	(99.1) 20,326	(127.7) 1,485	7.3	(109.2) 154	10.4	(207.1) 29	18.8	(180.0) 9
25	(104.5) 21,243	(128.5) 1,908	9.0	(145.5) 224	11.7	(551.7) 160	71.4	(400.0) 36
26	(105.7) 22,455	(133.2) 2,541	11.3	(113.8) 255	10.0	(108.1) 173	67.8	(144.4) 52
27	(103.5) 23,231	(123.7) 3,143	13.5	(96.1) 245	7.8	(84.4) 146	59.6	(90.4) 47
28	(157.0) 36,463	(178.2) 5,601	15.4	(106.1) 260	4.6	(71.9) 105	40.4	(57.4) 27
29	(103.1) 37,599	(116.9) 6,549	17.4	(115.4) 300	4.6	(132.4) 139	46.3	(100.0) 27
30	(107.2) 40,309	(118.5) 7,762	19.3	(113.3) 340	4.4	(81.3) 113	33.2	(85.2) 23
元	(105.1) 42,401	(113.6) 8,822	20.8	(102.9) 350	4.0	(91.2) 103	29.4	(165.2) 38
2	(99.0) 41,995	(106.8) 9,424	22.4	(65.1) 228	2.4	(101.0) 104	45.6	(50.0) 19

(注) 1 () 内は対前年比を示す。

2 「税理士関与件数」及び「書面添付件数」については、各事務年度開始の前年1月から12月に相続が発生した相続税の申告書提出分に係るものである。

(3) 贈与税



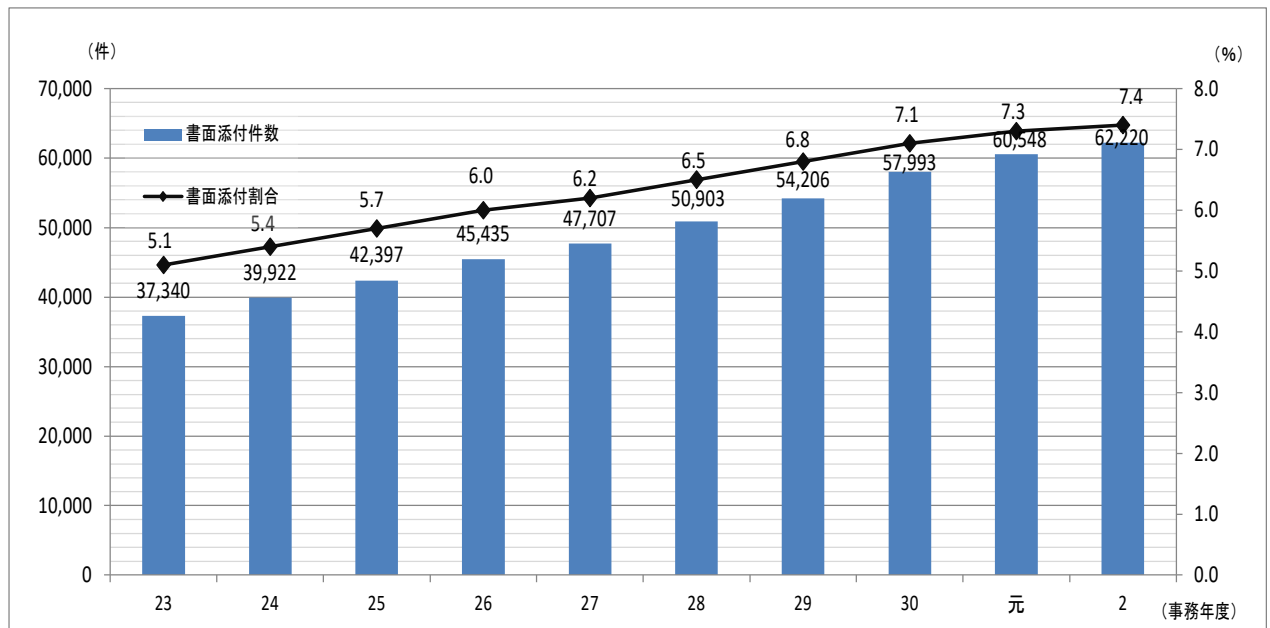
(単位：件、%)

区分 事務年度	税理士関与件数							
	①	②	③ (②/①)	意見聴取件数	意見聴取割合	調査省略件数	調査省略割合	お知らせ送付件数
				④	⑤ (④/②)	⑥	⑦ (⑥/④)	⑧
23	(107.4) 62,941	(94.7) 127	0.2	(50.0) 1	0.8	(皆増) 1	100.0	(皆増) 1
24	(107.8) 67,854	(220.4) 280	0.4	(皆減) 0	0.0	(皆減) 0	0.0	(皆減) 0
25	(108.7) 73,783	(128.2) 359	0.5	— 0	0.0	— 0	0.0	— 0
26	(107.9) 79,626	(142.1) 510	0.6	— 0	0.0	— 0	0.0	— 0
27	(104.1) 82,906	(138.8) 708	0.9	— 0	0.0	— 0	0.0	— 0
28	(98.2) 81,458	(158.3) 1,121	1.4	— 0	0.0	— 0	0.0	— 0
29	(99.8) 81,313	(102.5) 1,149	1.4	(皆増) 2	0.2	(皆増) 2	100.0	— 0
30	(96.1) 78,165	(92.1) 1,058	1.4	(50.0) 1	0.1	(50.0) 1	100.0	— 0
元	(96.1) 77,485	(92.1) 1,058	1.4	(皆減) 0	0.0	(皆減) 0	0.0	— 0
2	(100.1) 77,527	(103.5) 1,095	1.4	— 0	0.0	— 0	0.0	— 0

(注) 1 () 内は対前年比を示す。

2 「税理士関与件数」及び「書面添付件数」は、各年分の申告書提出分に係るものである。

(4) 法人税



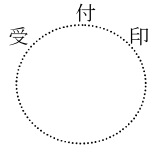
(単位：件、%)

区分 事務年度	税理士関与件数							
	①	②	③ (②/①)	④	⑤ (④/②)	⑥	⑦ (⑥/④)	⑧
		書面添付件数	書面添付割合	意見聴取件数	意見聴取割合	調査省略件数	調査省略割合	お知らせ送付件数
23	(99.8) 730,746	(108.8) 37,340	5.1	(120.3) 1,620	4.3	(121.4) 1,031	63.6	(126.9) 975
24	(100.7) 735,509	(106.9) 39,922	5.4	(79.8) 1,293	3.2	(84.8) 874	67.6	(85.3) 832
25	(100.8) 741,758	(106.2) 42,397	5.7	(106.0) 1,371	3.2	(110.8) 968	70.6	(112.1) 933
26	(101.4) 752,440	(107.2) 45,435	6.0	(106.5) 1,460	3.2	(112.5) 1,089	74.6	(113.1) 1,055
27	(102.0) 767,861	(105.0) 47,707	6.2	(108.6) 1,586	3.3	(110.3) 1,201	75.7	(111.8) 1,180
28	(102.1) 784,110	(106.7) 50,903	6.5	(102.6) 1,627	3.2	(103.6) 1,244	76.5	(103.6) 1,222
29	(101.9) 799,353	(106.5) 54,206	6.8	(108.4) 1,763	3.3	(101.4) 1,262	71.6	(101.3) 1,294
30	(102.1) 816,465	(107.0) 57,993	7.1	(92.6) 1,633	2.8	(95.9) 1,210	74.1	(92.0) 1,190
元	(101.9) 832,382	(104.4) 60,548	7.3	(58.2) 950	1.6	(51.9) 628	66.1	(50.8) 604
2	(101.3) 843,445	(102.8) 62,220	7.4	(26.5) 252	0.4	(24.7) 155	61.5	(24.2) 146

(注) 1 () 内は対前年比を示す。

2 各件数は、各事務年度の前事務年度2月から翌年1月決算法人(署所管)に係るものである。

所得税及び復興特別所得税 確定申告書（ ○○年分 ）に係る



税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面

33の2①

年 月 日
殿

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 東 京 一 郎 ㊞	
	事務所の所在地	〇〇市〇〇区〇〇町 1－2－3 電話（〇〇〇） 〇〇〇－〇〇〇〇	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 東 京 一 郎 ㊞	
	事務所の所在地	〇〇市〇〇区〇〇町 1－2－3 電話（〇〇〇） 〇〇〇－〇〇〇〇	
	所属税理士会等	〇〇 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 01234 号	
税務代理権限証書の提出		☒ （ 所得税及び復興特別所得税 ） ・ 無	
依 頼 者	氏名又は名称	大手町 二 郎	
	住所又は事務所の所在地	□□市□□区□□ 4－5－6 電話（〇〇〇） 〇〇〇－〇〇〇〇	
私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の 1 から 4 に掲げる事項であります。			
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項			
帳 簿 書 類 の 名 称		作成記入の基礎となった書類等	
青色申告決算書、貸借対照表、損益計算書、固定資産台帳、家賃集計表、経費明細書		賃貸借契約書、預貯金通帳、固定資産税課税明細書、保険契約書、領収書、請求書、契約書、返済（予定）明細書、源泉徴収簿、扶養控除等（異動）申告書、賃金台帳等 ※ チェックシートを活用・添付の場合、 以下のように省略記載可。 別添チェックシートの「確認書類」に同じ	
2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項			
帳 簿 書 類 の 名 称		備 考	
「1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項」の「作成記入の基礎となった書類等」に同じ			
※事務 処理欄	部門	業種	
		意見聴取連絡事績	
		年 月 日	税 理 士 名
		・ ・	
		事前通知等事績	
		通知年月日	予定年月日
		・ ・	・ ・

(1 / 5)

3 計算し、整理した事項

	区分	事項	備考
(1)	賃貸料	・賃貸借契約書により契約期間及び賃貸料を確認し、預貯金通帳の入金額との照合を行った。 ・管理委託会社作成の家賃明細書と預貯金通帳への入金額との照合を行った。 ・未収家賃及び前受家賃の有無を確認した。	賃貸借契約書 預貯金通帳 家賃明細書
	礼金・権利金・更新料	・賃貸借契約書により入退去時の礼金・権利金・更新料の有無を確認し、預金通帳の入金額との照合を行った。	賃貸借契約書 預貯金通帳
	名義書換料、その他	・賃貸借契約書により名義書換料のほか、返還を要しなくなった保証金、敷金の有無を確認した。 ・賃貸借契約書により賃借人から受領する共益費の有無を確認した。	賃貸借契約書 預貯金通帳
	租税公課	・所得税、住民税、加算税、延滞税が算入されていないことを確認した。 ・賃貸していない資産に係る固定資産税が算入されていないことを確認した。 ・賃貸している資産に係る固定資産税、事業税及び賃貸借契約締結時等の印紙代であることを確認した。 ・貸付割合に応じて、適正に按分されていることを確認した。	固定資産税課税明細書 固定資産税・事業税領収書 賃貸借契約書
	損害保険料	・賃貸していない資産に係る損害保険料が算入されていないことを確認した。 ・保険契約書を確認し、積立保険料が含まれていないことを確認した。 ・貸付割合に応じて、適正に按分されていることを確認した。	保険契約書

(2 / 5)

		※整理番号	
3 計算し、整理した事項			
(1)	区分	事項	備考
	修繕費	・賃貸していない資産に係る修繕費が算入されていないことを確認した。 ・修繕に係る請負契約書等を確認し、資本的支出に該当する金額が含まれていないことを確認した。 ・貸付割合に応じて、適正に按分されていることを確認した。	請負契約書、見積書 請求書 領収書
	減価償却費	・取得価額、償却方法、耐用年数及び貸付割合を確認し、正しく計算されていることを確認した。 ・サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却が正しく計算されていることを確認した。	売買契約書 登記簿
	借入金利子	・賃貸している建物等を取得するための負債に係る利子であることを確認した。 ・貸付開始前の期間に対応する利子が算入されていないことを確認した。 ・土地等を取得するための負債に係る利子が適正に区分されていることを確認した。 ・貸付割合に応じて、適正に按分されていることを確認した。	金銭消費貸借契約書 返済（予定）明細書 預貯金通帳
	地代家賃	・賃貸している建物等に係る地代家賃であることを確認した。 ・前払地代家賃及び未払地代家賃の有無を確認した。	賃貸借契約書 領収書 預貯金通帳
	給料賃金	・賃貸している建物等の管理等に従事している使用人に対する支払であることを確認した。	源泉徴収簿 扶養控除等（異動）申告書 賃金台帳

(3 / 5)

※整理番号

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	貸倒金	・事業としての不動産貸付けに係るものであることを確認した。 ・収入金額として申告済みの未収賃貸料であることを確認した。	債務者に対して通知した債務免除の際の書面等
	その他の経費等	・翌年以降の期間の賃貸料の一括収受に係る必要経費の計算が適正に行われていることを確認した。 ・特定組合員等の不動産所得に係る損益通算等の特例に基づき、適正に計算されていることを確認した。	
	共通	・家事関連費に該当するものが含まれていないことを確認した。	領収書
(2)	(1)のうち顕著な増減事項		増 減 理 由
	賃貸料、減価償却費（建物）	・新規に賃貸用の建物を購入（建築）したため、賃貸料及び減価償却費が増加 ・賃貸していた建物を売却したため、賃貸料等が減少	・賃貸物件の大規模修繕を実施したため
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項		

(4 / 5)

		※整理番号	
4 相談に応じた事項			
事 項		相 談 の 要 旨	
		納税者からの相談事項があれば、その要旨、納税者への説明事項及び指示事項を具体的に記載する。	
5 その他			
〔関与状況等〕 ・依頼主の主宰法人と顧問契約を結んでいたことから、○年前から依頼主個人についても顧問を務めることとなった。 ※その他の記載例 ・依頼主とは、○年頃、共通の知人の紹介で知り合い、その後、顧問を務めている。 〔依頼主の記帳や帳簿保存等の状況等〕 ・原則として、毎月、帳簿等の監査を実施している。依頼主は、税務に対する意識が高く、記帳状況及び書類の保存状況は良好である。 ※その他の記載例 ・年1回の関与であるが、依頼主は帳簿等及び書類等を適切に作成及び保管するとともに、当方の求めに応じて提示しており、申告内容は適正と認められる。 〔チェックシートを活用した場合〕 ・申告の作成に当たっては、別添「税理士法 33 条の 2 の書面添付に係るチェックシート〔不動産所得用〕」を活用し、各項目の確認を行った。			

(5 / 5)

税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔不動産所得用〕

このチェックシートは、不動産所得を有する者の確定申告用として税理士法第33条の2の規定に基づく添付書面を作成するに当たって、青色申告決算書（不動産所得用）又は収支内訳書（不動産所得用）を正しく作成していただけるよう、確認すべき事項をまとめたものですので、ご活用ください。

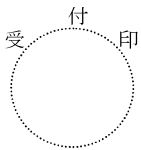
収入金額及び必要経費の各項目の該当の有無に応じて、右側の確認すべき事項をご確認いただくとともに、「確認」欄及び「確認書類」欄にシ点及び確認書類名称（記載以外の確認書類がある場合）の記入をお願いします。

なお、確定申告の際、本チェックシートをご活用いただいた場合には、税理士法第33条の2の添付書面に併せてご提出くださいますようお願いいたします。

依頼者	納税地				関与税理士	事務所所在地			
	氏名		電話			氏名又は名称		電話	

項 目	該当の有無	確 認 す べ き 事 項	確 認	確 認 書 類
収入金額	賃貸料	① 年の途中での賃貸料の変更はありませんか	☐	☐ 賃貸借契約書
		② 未収賃貸料はありませんか	☐	☐ 預貯金通帳（賃貸料入金口座）
		③ 前受賃貸料はありませんか	☐	☐ 領収書 ☐ _____
	礼金・権利金・更新料	○ 本年中に収入の確定したものではありませんか	☐	☐ 賃貸借契約書 ☐ _____
金額	名義書換料、その他	① 本年中の名義書換料はありませんか	☐	☐ 賃貸借契約書
		② 本年中に返還を要しないこととなった保証金、敷金はありませんか	☐	☐ 預貯金通帳 ☐ 領収書
		③ 賃借人から受領する共益費(水道料金、電気料金等)はありませんか	☐	☐ _____
		④ 消費税還付金はありませんか（課税事業者で税込経理方式の場合）	☐	
必要経費	租税公課	① 所得税、住民税、加算税、延滞税等は含まれていませんか	☐	☐ 固定資産税課税明細書 ☐ _____
		② 賃貸していない資産の固定資産税は含まれていませんか	☐	
		③ 消費税の納税額はありますか（課税事業者で税込経理方式の場合）	☐	
		④ 貸付割合は適正に計算されていますか	☐	
経費	損害保険料	① 賃貸していない資産に係る損害保険料は含まれていませんか	☐	☐ 保険契約書 ☐ _____
		② 積立保険料は含まれていませんか	☐	
		③ 貸付割合は適正に計算されていますか	☐	
費	修繕費	① 賃貸していない資産に係る修繕費は含まれていませんか	☐	☐ 領収書 ☐ 請求書
		② 修繕費と資本的支出は適正に区分されていますか	☐	☐ 請負契約書、見積書
		③ 貸付割合は適正に計算されていますか	☐	☐ _____

項 目	該当の有無	確 認 す べ き 事 項	確 認	確 認 書 類
必 要	減価償却費	□ 有 □ 無 ① 取得価額、償却方法、耐用年数及び貸付割合を確認しましたか	□	□ 売買契約書 □ 登記簿 □ _____
		② 平成10年4月1日以後に取得した建物に旧定額法を適用していますか	□	
		③ 平成19年4月1日以後に取得した建物に定額法を適用していますか	□	
		④ 一括償却資産の必要経費算入の特例を選択した場合の必要経費算入額及び適用を受けるための手続をしましたか	□	
		⑤ 中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例を適用する場合の必要経費算入額及び適用を受けるための手続を確認しましたか	□	
		⑥ サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却等の適用に誤りはありませんか	□	
借入金利子	□ 有 □ 無	① 賃貸している建物等を取得するための借入金であることを確認しましたか	□	□ 金銭消費貸借契約書 □ 返済（予定）明細書 □ 預貯金通帳 □ _____
		② 貸付割合は適正に計算されていますか	□	
		③ 土地等を取得するために要した負債の利子の額は適正に区分されていますか	□	
地代家賃	□ 有 □ 無	① 賃貸している建物の敷地の地代であることを確認しましたか	□	□ 賃貸借契約書 □ 領収書 □ _____
		② 貸付割合は適正に計算されていますか	□	
		③ 前払地代家賃及び未払地代家賃の有無を確認しましたか	□	
給料賃金	□ 有 □ 無	① 賃貸している建物等の管理や賃料の集金に従事している使用人に支払う給料ですか	□	□ 源泉徴収簿 □ 扶養控除等（異動）申告書 □ 賃金台帳 □ 預貯金通帳 □ _____
		② 従事者及び従事内容等から判断して、支給額等は適正ですか	□	
		③ 源泉徴収簿、扶養控除等（異動）申告書及び賃金台帳等に基づき適正に処理されていますか	□	
		④ 現物給与の有無は確認しましたか	□	
貸倒金	□ 有 □ 無	① 事業として行われる不動産の貸付けによるものですか	□	□ 債務者に対して通知した債務免除の際の書面等 □ _____
		② 既に収入金額とした未収賃料等のうち、回収不能となった金額ですか	□	
支払手数料	□ 有 □ 無	○ 賃貸している建物等を管理するための手数料であることを確認しましたか	□	□ _____
その他の経費等	□ 有 □ 無	① 翌年以降の期間の賃料を一括して収受した場合の必要経費の計算は適正ですか	□	□ _____
		② 特定組合員等の不動産所得に係る損益通算等の特例は確認しましたか	□	
共通	□ 有 □ 無	○ 家事関連費に該当するものは含まれていませんか	□	□ 領収書 □ _____



税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

33の2①

年 月 日
殿

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税 理 士 国 税 太 郎
	事務所の所在地	〇〇市〇〇区〇〇町1-1-1 電話 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇
書面作成に 係る税理士	氏 名	税 理 士 国 税 太 郎
	事務所の所在地	〇〇市〇〇区〇〇町1-1-1 電話 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇
	所属税理士会等	〇 〇 税理士会 〇 〇 支部 登録番号 第12345号
税務代理権限証書の提出		☒ (相続税) ・ 無
依 頼 者	氏名又は名称	相続人代表 東 京 一 郎
	住所又は事務所の所在地	X市〇〇区〇〇町2-2-2 電話 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。

1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項

帳 簿 書 類 の 名 称	作成記入の基礎となった書類等
申告書及び添付書類 土地評価明細書その他の財産評価明細書	法定相続情報一覧図の写し、住民票の写し、戸籍の附票の写し、遺産分割協議書、登記事項証明書、固定資産評価証明書、測量図、住宅地図、賃貸借契約書、預金の証書及び通帳、残高証明書、保険証券、債務及び葬式費用の対象となる領収書、過去の所得税及び復興特別所得税の確定申告書・決算書（控）、法人税申告書（控）、贈与税の申告書（控）等

2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項

帳 簿 書 類 の 名 称	考
「1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項」の「作成記入の基礎となった書類等」に同じ。	税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕を活用・添付した場合は、「別添チェックシートの確認書類に同じ」と記載する。

※事務 処理欄	部門	業種			意見聴取連絡実績		事前通知等実績	
					年 月 日	税 理 士 名	通知年月日	予定年月日
					・ ・		・ ・	・ ・

3 計算し、整理した主な事項

	区 分	事 項	備 考
(1)	土地 「税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕」も参考に土地・建物の評価上、ポイントとなる項目等を具体的に記載する。	- 土地の利用状況等について、現地確認を行い、公図及び測量図を基に土地の形状や建物の利用状況等を確認し、評価を行った。 - 先代名義の土地は確認できなかった。 - 土地については、全て実測面積で計算した。 - 貸ビルA(〇〇町〇ー〇)全〇〇室のうち、〇室は相続開始日以前から長期間空室であり、一時的に空室となっていたものではないため、賃貸割合に応じて、貸家建付地と自用地部分に按分して評価額を算出した。 - 貸ビルB(〇〇町〇ー〇)の駐車場敷地については、駐車場の契約者及び利用者が全て貸ビルBの賃借人であり、かつ貸ビルBの敷地内の駐車場であるなど、駐車場の貸付けの状況がビルの賃貸と一体と認められたため、全体を貸家建付地として評価した。 〇〇町〇〇ー〇(地目:宅地)については、被相続人の主宰する(株)Aに賃貸し、同法人が貸ビルを建てて利用している。この賃貸借については、無償返還の届出書の提出を確認したので、自用地評価額の80%相当額で評価し、(株)Aの株式評価上、純資産価額に20%相当額を計上した。 〇〇区〇〇ー〇(地目:宅地)については、評基通 20-2 の地積規模の大きな宅地の評価で評価した。 評価に当たっては、評価対象地について、資料として添付した『「地積規模の大きな宅地の評価」の適用要件チェックシート』を活用し、各適用要件を満たしていることを確認した。 〇〇町2-2(被相続人の自宅敷地)については、その土地に建てられている自宅建物とともに、同居親族である長男が取得し、居住を継続していることから、特定居住用宅地等として、小規模宅地等の計算の特例を適用した。	公図、測量図、登記事項証明書、固定資産評価証明書 賃貸借契約書、過去の所得税及び復興特別所得税の確定申告書・決算書(控) 賃貸借契約書、過去の所得税及び復興特別所得税の確定申告書・決算書(控) 賃貸借契約書 土地の無償返還に関する届出書(控) 法人税申告書(控) 「地積規模の大きな宅地の評価」の適用要件チェックシート 路線価図、都市計画図、実測図等 長男の戸籍の附票の写し

(2/8)

※整理番号

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	建物	- 貸ビルA(〇〇町〇-〇)の評価に当たっては、相続開始時点における貸付状況を確認した上で、賃貸割合に応じて評価した。 〇〇町〇〇-〇の建物については、相続開始時において建築中であったため、その家屋の費用現価の100分の70に相当する金額によって評価した。 〇〇町〇-〇〇の建物については、未登記物件であったため、相続人からの聴き取り及び固定資産評価証明書との照合を行い、相続財産として計上した。 - 米国ハワイ州ホノルルにある被相続人と妻のジョイントテナンスーのコンドミニアムについて、取得の原資を確認したところ、平成10年に、被相続人及び妻が持分1/2で所有していた〇〇市の物件を譲渡した代金であり、また不動産の管理費、固定資産税等も被相続人と妻が管理する口座(〇〇銀行ホノルル支店 普通預金 被相続人及び配偶者のジョイントアカウント)から引き落とされていたことから、被相続人の持分を1/2として相続財産に計上した。 なお、コンドミニアムの評価に当たっては、ハワイ〇〇社に鑑定評価を依頼した。	登記事項証明書、固定資産評価証明書、賃貸借契約書、過去の所得税及び復興特別所得税の確定申告書・決算書(控) 家屋の建築請負契約書、領収書 国外財産調書 ハワイコンドミニアムの鑑定評価書
	有価証券 「税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕」も参考に有価証券の取引状況、家族名義の有価証券の帰属の検討及び株式の評価方法等ポイントとなる項目等を具体的に記載する。	- 各相続人名義の株式については、被相続人からの贈与により取得したものであるが、贈与税の申告がされており、各相続人に確認したところ、贈与の事実が確認されたことから、被相続人の財産とは認められなかった。 - 被相続人の孫〇〇名義の(株)Aの株式100株については、贈与税の申告がなく、また、その取得の原資、株の管理状況及び配当の受取口座(被相続人名義の〇〇銀行〇〇支店の普通口座)から、被相続人に帰属するものと認められるため、相続人〇〇の相続財産として計上した。 (株)Aの株式の評価については、法人税申告書及び決算書等により事業規模を確認し、大会社と判定されたが、類似業種比準価額が1株当たりの純資産価額を上回っていたため、純資産価額方式を採用した。	定款、株主名簿、法人税申告書(控)、預金通帳、預り証 贈与税の申告書(控) 法人税申告書(控)、決算書、仮決算に基づく法人税申告書

		※整理番号	
3 計算し、整理した主な事項			
(1)	区 分	事 項	備 考
	有価証券	・ (株)Aの株式の評価について、純資産価額の算定に当たっては、被相続人の死亡を保険事故として、(株)Aが生命保険金を受け取り、これを原資として、退職金を支払っていることから、資産の部に「生命保険金請求権」、負債の部に「未払退職金」及び「保険差益に対する法人税額等相当額」を計上した。 ・ 上場株式については、〇〇証券〇〇支店及び〇〇証券〇〇支店の2社の取引があり、各証券会社発行の残高証明書及び各銘柄の証券代行部に株式数を確認の上、単元未満株も含めて計算した。	残高証明書、顧客勘定元帳
	現金・預貯金	「税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕」も参考に預貯金の取引状況及び家族名義の預貯金の帰属の検討等ポイントとなる項目等を具体的に記載する。 ・ 現金については、相続人からの聴き取り及び預貯金の取引状況により確認し、生活費として手元にあった20万円のほか、相続開始直前に出金された500万円及び貸金庫に保管されていた500万円の合計1,020万円を現金として計上した。 ・ 預貯金については、家族名義も含めて、保有する全ての通帳の提示を受け、過去5年間の取引状況、相続人の収入及び生活状況を勘案の上、検討した。 ・ 被相続人名義の〇〇銀行〇〇支店の普通預金は、家賃収入の振込口座であり、月々の出金は、生活費として費消されている。 ・ 妻名義の〇〇銀行〇〇支店の定期預金(1口150万円)は、被相続人名義の預金(不動産収入が原資)から出金した資金により作成されたものであり、妻に確認したところ、贈与の事実もなく、管理運用状況から、被相続人に帰属する財産であることが確認されたため、相続財産として計上した。 ・ 被相続人名義の預貯金及び上記の妻名義の定期預金については、既経過利息も含め相続財産に計上した。	預金通帳 残高証明書 ステートメント

		※整理番号	
3 計算し、整理した主な事項			
(1)	区 分	事 項	備 考
	現金・預貯金 「税理士法第 33 条の 2 の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕」も参考に預貯金の取引状況及び家族名義の預貯金の帰属の検討等ポイントとなる項目等を具体的に記載する。	〇〇銀行ホノルル支店の普通預金は被相続人と妻のジョイントアカウントであり、口座開設時の入金状況及びその後の口座の管理運用状況について検討したところ、両名固有の資産と認められたことから預金残高の 1/2 を相続財産として計上した。 〇〇銀行ワイキキ支店の定期預金は被相続人と妻のジョイントアカウントであるが、口座開設時の資金は被相続人に帰属するものであり、その後の口座の管理・運用状況についても、被相続人が行っていたと認められたことから、全額相続財産として計上した。	預金通帳 残高証明書 ステートメント
	生命保険金	被相続人を契約者及び被保険者とする生命保険契約については、〇〇生命から 1,200 万円、△△生命から 2,500 万円の死亡生命保険金が支払われていたことから、相続財産に計上した。	保険証券、生命保険金の支払通知書、所得税及び復興特別所得税の確定申告書（控）
	その他の財産 「税理士法第 33 条の 2 の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕」も参考に保険の権利の帰属や未収金等、ポイントとなる項目等を具体的に記載する。	〇〇生命保険の契約者が妻名義及び長男名義であったが、保険料は、被相続人名義〇〇銀行〇〇支店の普通預金から出金されており、保険料負担者は被相続人と判断されたため、生命保険に関する権利として相続財産に計上した。 - 前記賃貸物件についての損害保険は、積立火災保険であることから、相続開始日現在の解約返戻金相当金額を保険会社に確認した上、相続財産に計上した。 - 被相続人が契約者及び被保険者である損害保険から、相続開始後に入院給付金〇〇万円が支払われていることから、相続財産として計上した。 - 金地金については、相続開始日現在、〇〇金属において、〇〇グラムの金地金を保管していたことを確認したため、相続財産に計上した。	保険証券、過去の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（控） 保険証券、解約返戻金の金額のわかるもの、所得税及び復興特別所得税の確定申告書（控） 金地金計算書・金の保有状況のわかるもの

		※整理番号	
3 計算し、整理した主な事項			
(1)	区 分	事 項	備 考
	その他の財産 「税理士法第 33 条の 2 の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕」も参考に保険の権利の帰属や未収金等、ポイントとなる項目等を具体的に記載する。	- 被相続人の準確定申告において、還付金が〇〇万円あることから、相続財産に計上した。 - 長男が平成〇年に購入した車両の代金〇〇万円については、被相続人が立て替えていたことから、立替金として相続財産に計上した。 - 令和〇〇年に、被相続人から妻、長男、次男、孫 A 及び孫 B に対し、現金〇〇〇万円の贈与があったことから、相続人である妻、長男及び次男への贈与については、相続開始前 3 年以内の贈与加算をするとともに、贈与税額控除〇〇万円を計上した。 - 被相続人の主宰する(株) A に対する貸付金〇〇万円があったことから、貸付金として相続財産に計上した。	所得税及び復興特別所得税の準確定申告書（控） 預金通帳 贈与税の申告書（控） 金銭消費貸借契約書、法人税申告書（控）
	債務・葬式費用	- 借入金については、残高証明書、相続人からの聴き取り及び資産の取得状況から確認した。 - 預かり保証金については、賃貸借契約書により確認した。また、この預かり保証金は、〇〇銀行 〇〇支店の普通預金に預金されている。 - 葬式費用等の領収書を確認し、墓石の購入費用及び香典返しに係る費用を除いたところで、葬式費用として計上した。 - 未納租税公課については、相続開始日現在の固定資産税の未納分を計上した。 - 被相続人の住宅ローンのうち、団体信用生命保険に加入していたことにより返済の必要のない債務については、借入金に計上していない。	残高証明書、賃貸借契約書、葬式費用の領収書、過去の所得税及び復興特別所得税の確定申告書、決算書（控） 固定資産税納付書 住宅ローン設定契約書等

3 計算し、整理した主な事項

	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由
(2)	建物、現金・預貯金、債務 被相続人の財産のうち、相続財産として計上した現金の原資、譲渡代金の使途の解明等、顕著な増減事項について記載する。 また、確認を行った結果、不明であったものについても記載する。	・ 相続開始3年前に貸アパート（〇〇町〇ー〇）を建築するための資金として、被相続人名義の預貯金が減少するとともに、〇〇銀行〇〇支店からの借入金が発生している。 ・ 相続開始7年前から、医療費として年間200万円の出金が行われた。 ・ 相続開始直前の〇月〇日、被相続人名義の〇〇銀行〇〇支店の普通預金から出金された500万円は、長男が葬儀に備え出金したものであり、相続開始時点では現金で手元に保管されているものと認められたため、現金として計上した。 ・ 相続開始3年前に〇〇町〇ー〇（宅地）を3,000万円で譲渡しており、税金500万円のほか、2,000万円は上記の貸ビルA（〇〇町〇ー〇）の建築資金に、残り500万円については、〇〇銀行〇〇支店の貸金庫に保管しており、相続開始時点でも現金で保管されているものと認められたため、現金として計上した。 ・ 相続開始5年前に、被相続人名義の〇〇銀行〇〇支店の普通預金から出金された300万円については、相続人に確認した結果、150万円については、教育費として費消し、残額の150万円については、妻名義〇〇銀行〇〇支店に預けられていたことが判明したことから、名義預金として相続財産に計上した。
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 要 旨
相続財産の範囲 納税者からの相談事項、納税者への説明事項及び指示事項を具体的に記載する。	財産の名義にかかわらず被相続人に帰属する財産は相続財産として計上する必要がある旨を相続人に説明した上で、相続人及びその家族の名義による財産について預金通帳等を確認しながら、贈与関係、保有状況及び取引状況を確認した。 なお、相続人に相続時精算課税の適用の有無について確認したところ、該当はなかった。

		※整理番号	
4 相談に応じた事項			
事	項	相 談 の 要 旨	
遺産分割協議		申告に当たっては、各種特例を最大限に活用できるよう遺産分割を行いたい旨の相談があり、本件に適用可能である相法19の2（配偶者に対する相続税額の軽減）及び措法69の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）の各規定を最大限に適用する場合の計算方法について説明した。 この結果、全ての相続人の合意のもと、遺産分割協議書が作成され、居住用建物の敷地について、小規模宅地等の特例を適用することとした。	
5 その他			
申告書の作成に当たっては、別添の税理士法第 33 条の 2 の書面添付に係るチェックシートを活用し、各項目の確認を行ったほか、次の点を検討した。 - 被相続人はX市〇〇区〇〇町 2－2 の家屋に配偶者、長男家族とともに暮らしていたが、平成〇〇年に脳梗塞を発症し、要介護認定を受けたため、生活全般にわたる介護サービスを受けることができるY市の介護付有料老人ホーム〇〇に入居した。この際、住民票、社会保険関係等の住所の異動は行っていないが、入居後は、死亡時まで当該施設において日常生活を送っていたことから、被相続人の死亡時の住所地は当該老人ホームのあるY市と判断した。 - 家族名義預金と判断したもの以外の各相続人及び親族名義の預貯金は、各々の収入等を原資として蓄積されたものであることから、相続人の固有財産と判断して相続財産には計上しなかった。 被相続人の財産を判断する際に参考となる事項があれば記載する。 - 妻〇〇 株Aの役員報酬、生前贈与（平成〇〇年） - 長男〇〇 株Aの役員報酬、生前贈与（平成〇〇年） - 次男〇〇 給与収入、生前贈与（平成〇〇年） - 孫A、B 生前贈与（平成〇〇年） - 過去5年間の預貯金の入出金を確認したところ、上記3に記載した以外にも、被相続人名義の預貯金から〇〇万円の出金が数回見受けられたため、使途、贈与の有無などを相続人に確認し、贈与加算すべきものの有無などを検討した。その結果、相続開始直前の出金は現金として計上し、それ以外の出金は、生活費及び医療費として出金されている事実が確認できたため、相続財産として計上しなかった。 - 相続人である次男が、平成〇〇年に自宅を購入しているが、支払は次男名義の住宅ローンにより、給与収入から返済中であり、被相続人からの資金援助はなかった。 - 被相続人の財産管理については、被相続人が発病した平成〇〇年以降、相続人である妻が行っていた旨の説明があった。 - 申告書の作成の際の参考として、昭和〇〇年に死亡した被相続人の父の相続税申告書及び遺産分割協議書から、当時相続した財産の確認及び相続開始日現在の保有状況等を確認し、今回の相続財産に計上すべきものについて検討を行った。 【参考：被相続人に関する事項】 被相続人は、〇〇大学卒業後、〇〇(株)の社員として 25 年勤務し、平成〇〇年に、〇〇を業とする株Aを設立した。平成〇〇年に脳梗塞を発症し、Y市の老人ホームに転居後も約7年間に渡り入退院を繰り返していたが、令和〇〇年〇月肺炎で入院し、同年同月〇日に死亡した（享年〇〇歳）。 主な収入：株Aの役員報酬、不動産収入 趣味：ゴルフ			

税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕

このチェックシートは、税理士法第33条の2の規定に基づく添付書面の作成に当たって、申告書を正しく作成していただけるよう確認すべき事項をまとめたものです。次表の「確認事項」欄をご確認の上、「確認」欄にチェックするとともに、その事項に係る該当の有無を「該当の有無」欄にチェックしてください。また、「確認書類」欄の[]内には、当該確認に用いた書類の名称を記載し、確認した書類又はその写しを申告書に添付した場合は、「添付」欄にチェックをお願いします。

(令和3年10月以降用)

項	目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確認書類	確認 (L)	該当の有無 (L)	添付 (L)
相続税の納税地		○ 被相続人の死亡時の住所地を納税地としていますか。 ※住所地とは被相続人の「生活の本拠」をいい、住民登録上の住所と一致しない場合があります。	○ 被相続人の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの）（※3） ○ 老人ホーム等への入所時における契約書の写し等	☐	—	☐
相続人等		① 法定相続人に誤りはありませんか。 ② 相続人に未成年者や障害者の方はいませんか。	○ 戸籍の謄本、法定相続情報一覧図の写し等（※1） ○ 特別代理人選任の審判の証明書、身体障害者手帳等	☐	—	☐
相続財産等		① 遺産分割協議書はありますか。 ② 遺言書はありますか。	○ 遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※2） ○ 家庭裁判所の検認を受けた遺言書の写し等（※2）	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
相続不動産		① 未登記不動産はありませんか。 ② 共有不動産はありませんか。 ③ 先代名義の不動産はありませんか。 ④ 他の市区町村に所在する不動産はありませんか。 ⑤ 日本国外に所在する不動産はありませんか。 ⑥ 他人の土地の上に存する建物（借地権）及び他人の農地を小作（耕作権）しているものはありませんか。	○ 所有不動産が確認できるもの（固定資産評価証明書、登記済権利証、登記事項証明書、国外財産調書(控)等） ○ 土地の賃貸借契約書、小作に付されている旨の農業委員会の証明書	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
	有価証券	① 名義は異なるが、原資、管理、運用等の状況から被相続人に帰属するものはありませんか（無記名の有価証券も含まれます。）。 ② 株式の割当てを受ける権利、配当期待権はありませんか。 ③ 増資等による株式の増加分や端株について計上漏れはありませんか。（端株を有する場合⇒該当「有」） ④ 日本国外の有価証券はありませんか。	○ 証券、株券、通帳又はその預り証 ○ 評価明細書等 ○ 配当金支払通知書（保有株数表示）等 ○ 証券、株券又はその預り証、国外財産調書（控）等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
	現金・預貯金等	① 相続開始直前に、被相続人の預金口座等から出金された現金を確認し、相続開始日の現金残高を手元現金に含め計上していますか。（被相続人の預金口座から出金された現金を相続開始日の手元現金に含めている場合⇒該当「有」） ② 預貯金や現金などの増減について、相続開始前5年間程度の期間における入出金の使途等を確認していますか。 ③ 名義は異なるが、原資、管理、運用等の状況から被相続人に帰属するものはありませんか。 ④ 日本国外の預貯金はありますか。 ⑤ 既経過利息の計算は行っていますか。（既経過利息の計算を行っている預貯金等を有する場合⇒該当「有」）	○ 預貯金・貸付信託等の残高証明書（相続開始日現在のもの）、預貯金通帳（国外金融機関の預貯金であればステートメント）等 ⇒ 相続開始前____年分確認。 確認した名義、取引金融機関名、口座番号等 _____ _____ _____ その他確認書類 _____ _____ _____	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
	現金・預貯金等			☐	—	☐
財産				☐	☐ 有 ☐ 無	☐
				☐	☐ 有 ☐ 無	☐

項	目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確 認 書 類	確認 (㊞)	該当の 有無(㊞)	添付 (㊞)
相	事業用・ 家庭用財産	① 決算書等から、事業用財産、農業用財産の有無の確認をしていますか。 （事業用財産や農業用財産を有する場合⇒該当「有」）	○ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書（控）、所得税青色申告決算書等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		② 家庭用財産はありませんか。		☐	☐ 有 ☐ 無	☐
	生命保険金	① 生命保険金及び生命保険契約に関する権利はありませんか。	○ 保険証券、支払保険料計算書、生命保険金の支払通知書、所得税及び復興特別所得税の確定申告書（控）等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		② 契約者（家族名義を含む。）と保険料負担者の確認を行っていますか。		☐	—	☐
続	退職手当金等	○ 功労金、弔慰金等で、退職手当金等に該当するものはありますか。	○ 退職手当金の支払通知書、法人税確定申告書（控）等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
	立 木	○ 樹種、樹齢等は確認していますか。 （立木を有する場合⇒該当「有」）	○ 立木証明書、森林経営計画書、組合等の精通者意見書等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
	財 産	① 未収金（給与、地代、家賃、配当等）はありませんか。	○ 賃貸借契約書、通帳、配当金支払通知書等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		② 親族や同族法人等に対する貸付金、前払金、立替金等はありませんか。	○ 金銭消費貸借契約書、法人税確定申告書（控）、借用証等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		③ 庭園設備、自動車、バイク、船舶等はありませんか。	○ 現物の確認（最近取得している場合は、取得価額の分かる書類）	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		④ 貴金属、書画及び骨とう品はありませんか。	○ 種別、作者名、作品題名、サイズ、形状（掛物、額、巻物等の別）、箱の有無等を記載した評価額の分かる書類及び写真	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		⑤ ゴルフ会員権やレジャークラブ会員権等はありませんか。	○ 会員証(券)	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		⑥ 特許権、著作権、営業権等はありませんか。	○ 評価明細書等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		⑦ 所得税及び復興特別所得税の確定申告や準確定申告の還付金の有無は確認していますか。 （還付金を有する場合⇒該当「有」）	○ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書（控）、通帳等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		⑧ 損害保険契約に関する権利はありませんか。	○ 保険証券、所得税及び復興特別所得税の確定申告書（控）等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		⑨ 「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の特例の適用に係る残額はありませんか。	○ 結婚・子育て資金非課税申告書（控）等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		⑩ 「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の特例の適用に係る残額はありませんか。	○ 教育資金非課税申告書（控）等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
生前贈与財産の 相続財産の 加 算	相続時精算課税 適用 財 産	① 被相続人の相続人や孫の方が、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）はありませんか。	○ （被相続人から贈与を受けた財産について、相続時精算課税制度の適用を受けていた場合）相続時精算課税適用財産の明細、贈与税の申告書（控）等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		② 相続時精算課税適用財産を相続税の課税価格に加算していますか。		☐	—	—
		① 相続や遺贈によって財産を取得した方が、被相続人から相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産はありませんか （贈与税の基礎控除以下のものを含みます。）。	○ 相続開始前3年間の預貯金及び有価証券の取引明細等（家族分も含みます。）、贈与契約書、贈与税の申告書（控）等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		② 被相続人から相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産を相続税の課税価格に加算していますか。		☐	—	—

項	目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確 認 書 類	確認 (☐)	該当の 有無(☐)	添付 (☐)
債務・葬式費用		① 借入金等はありませんか（連帯債務を含む。）。	○ 借用書、請求書、金銭消費貸借契約書、納付書、納税通知書、領収書等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		② 未納の固定資産税、所得税等の税金や電気料金等の公共料金はありますか。		☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		③ 預り保証金（敷金）等の計上漏れはありませんか。（預り保証金等を有する場合⇒該当「有」）	○ 賃貸借契約書等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		④ 被相続人の住宅ローンのうち、団体信用生命保険に加入していたことにより返済する必要のなくなった金額を債務として控除していませんか。	○ 住宅ローンの設定契約書等	☐	—	☐
		⑤ 相続放棄した相続人（包括受遺者を除く。）が引き継いだ債務を債務控除していませんか。	○ 相続権利放棄申述の証明書等	☐	—	☐
		⑥ 法会や香典返しに要した費用、墓石や仏壇の購入費用が含まれていませんか。	○ 領収書等	☐	—	☐
評価	共通項目	① 土地の評価に当たっては、現地確認を行い利用状況を確認した上で、実際の面積によって計算していますか。	○ 実測図等	☐	—	☐
		② 評価単位の判定は適切ですか。	○ 土地の利用状況が確認できるもの	☐	—	☐
		③ 正面路線の判定は適切ですか。	○ 路線価図等	☐	—	☐
		④ 画地調整率の適用に誤りはありませんか。		☐	—	—
		⑤ 地区区分の判定は適切ですか。		☐	—	—
		⑥ 正面路線以外の路線が宅地の一部に接している場合、側方及び二方路線影響加算額を調整の上、加算していますか。（2以上の路線に接している場合⇒該当「有」）		☐	☐ 有 ☐ 無	—
	個別項目	⑦ 不整形地について、想定整形地はその面積が最小となるよう適正に設定していますか。	○ 実測図等	☐	—	☐
		⑧ 国外不動産の評価は適切ですか。（国外不動産を有する場合⇒該当「有」）	○ 現地の不動産会社の査定書等 ○ 現地の不動産鑑定士等の鑑定書、意見書等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		⑨ 土地（特に山林）に縄延びはありませんか。	○ 実測図、森林施業図等	☐	—	☐
		⑩ 地積規模の大きな宅地の評価の適用について、要件の確認をしていますか。（地積規模の大きな宅地の評価を適用する場合⇒該当「有」）	○ 路線価図、住宅地図、都市計画図等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
不動産価	個別項目	⑪ 借地権がある土地について、借地権の計上漏れはありませんか（建物のみの計上や、借地権者の地位に変更がない旨の申出書を提出しているもの）。（借地権がある土地を有する場合⇒該当「有」）	○ 登記事項証明書、土地賃貸借契約書、借地権者の地位に変更がない旨の申出書（控）	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		⑫ 居住建物に配偶者居住権が設定された場合、配偶者居住権及びその敷地利用権の計上漏れはありませんか。	○ 登記事項証明書、遺言書、遺産分割協議書又は家庭裁判所の審判書	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		⑬ 同族法人等に対して貸し付けている土地等のうち、無償返還に関する届出書を提出している土地等がある場合、適切な割合を控除していますか。（無償返還に関する届出書を提出している土地等を有する場合⇒該当「有」）	○ 土地の無償返還に関する届出書（控）	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
	項目	⑭ 貸家の中に、空家となっているもの（一時的に空家となっているものを除きます。）はありませんか。（貸家を有する場合⇒該当「有」）	○ 不動産賃貸借契約書	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		⑮ 貸家建付地として評価している場合、対応する建物（貸家）を計上していますか。（貸家建付地を有する場合⇒該当「有」）	○ 固定資産評価証明書、不動産賃貸借契約書	☐	☐ 有 ☐ 無	☐

項	目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確 認 書 類	確認 (㊞)	該当の 有無(㊞)	添付 (㊞)
評価	上場株式等	① 上場株式の評価に誤りはありませんか。 （上場株式を有する場合⇒該当「有」） ② 利付債、割引債を額面で評価していますか。 （利付債、割引債を有する場合 ⇒該当「有」）	○ 上場株式の評価明細書等 ○ []	☐ ☐	☐ 有 ☐ 無	☐
	立 木	○ 相続又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限ります。）により取得した場合、15%の評価減をしていますか。（立木を有する場合⇒該当「有」）	○ 山林・森林の立木の評価明細書	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
特	小規模宅地等	① 必要な書類を添付していますか。 （小規模宅地等の特例を適用する場合⇒該当「有」） ② 被相続人が老人ホーム等に入所したことにより居住されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等について、特定居住用宅地等の適用を受ける場合に必要書類を添付していますか。 （上記の場合に該当するとき⇒該当「有」） ③ 同居親族又は被相続人と生計を一にしていた親族が特定居住用宅地等の適用を受ける場合に必要書類を添付していますか。 （上記の場合に該当するとき⇒該当「有」） ④ 非同居親族が特定居住用宅地等の適用を受ける場合に必要書類を添付していますか。 （上記の場合に該当するとき⇒該当「有」）	○ 申告書第11・11の2表の付表1等 ○ 被相続人の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの）（※3） ○ 要介護認定書類等 ○ 老人ホーム等への入所時における契約書の写し等 ○ 特例の適用を受ける宅地等を自己の居住用に供していることを明らかにする書類（※4） ○ 相続開始前3年以内における取得した者の住所又は居所を明らかにする書類（※4） ○ 相続開始前3年以内にその取得者が居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、自己の三親等内の親族又はその親族と特別の関係のある一定の法人が所有する家屋以外の家屋であることを証する書類 ○ 相続開始の時ににおいて自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時においても所有していたことがないことを証する書類 ○ 登記事項証明書	☐ ☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		⑤ 特定居住用宅地等の上に存する建物が二世帯住宅で、その建物が区分所有建物である場合には、被相続人の居住の用に供されていた部分のみを特例の対象としていますか。 （上記の場合に該当するとき⇒該当「有」） ⑥ 特定居住用宅地等は取得者ごとの居住継続、所有継続要件を満たしていますか。 （要件を満たしている場合⇒該当「有」） ⑦ 特定同族会社事業用宅地等の適用を受ける場合に必要書類を添付していますか。 （上記の場合に該当するとき⇒該当「有」） ⑧ 個人の事業用資産についての納税猶予の特例の適用を受けた、又は、受ける相続人がいるにもかかわらず特定事業用宅地等を適用していませんか。	○ 特例の適用を受ける宅地等を自己の居住用に供していることを明らかにする書類（※4） ○ 特例の対象となる法人の発行済株式の総数（又は出資の総額）及び被相続人等が有する法人の株式（又は出資の総額）を記載した書類でその法人が証明したもの ○ 特例の対象となる法人の定款の写し ○ []	☐ ☐	☐ 有 ☐ 無	☐
例				☐	—	☐

項	目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確 認 書 類	確認 (㊞)	該当の 有無(㊞)	添付 (㊞)
特	小規模宅地等	⑨ 相続開始前3年以内に新たに事業の用に供された宅地等（平成31年4月以後から新たに事業の用に供されたものに限り、また、当該宅地の上で事業の用に供されている償却資産の価額が当該宅地の相続時の価額の15%以上である場合を除きます。）に特定事業用宅地等を適用していませんか。	○ 収支内訳書（控）（不動産所得用）等	☐	—	☐
		⑩ 貸地（貸駐車場等）について特定事業用宅地等の80%減をしていませんか。	○ 収支内訳書（控）（不動産所得用）等	☐	—	☐
		⑪ 限度面積の計算を適正にしていますか。	○ 申告書第11・11の2表の付表1	☐	—	☐
		⑫ 分割が確定していない宅地について、特例を適用していませんか。（※5）	○ 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※2）	☐	—	☐
例	特定計画山林	① 必要な書類を添付していますか。 （特定計画山林の特例を適用する場合⇒該当「有」）	○ 森林経営計画書の写し ○ 特例の適用を受ける資産の内容の分かるもの	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		② 調整限度額の計算を適正にしていますか。	○ 申告書第11・11の2表の付表2等	☐	—	☐
		③ 分割が確定していない特定計画山林について、特例を適用していませんか。（※5）	○ 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※2）	☐	—	☐
	配偶者の 税 額 軽 減	○ 分割が確定していない財産について、特例を適用していませんか。（※5）	○ 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※2）	☐	—	☐
例	農地等についての相続税の納税猶予	① 必要な書類を添付していますか。 （農地等納税猶予の特例を適用する場合⇒該当「有」）	○ 農業委員会の適格者証明書等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		② 期限内申告ですか。		☐	—	—
		③ 遺言書又は遺産分割協議書はありますか。	○ 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※2）	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		④ 被相続人は死亡の日まで、特例適用農地について農業を営んでいましたか。 （営んでいた場合⇒該当「有」）	○ []	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
例	非上場株式等についての相続税の納税猶予（特例措置）（※6）	⑤ 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けていませんか。 （受けている場合⇒該当「有」）	○ 贈与税の申告書（控）	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		⑥ 特例適用者は相続人であり、かつ速やかに農業経営を開始していますか。 （相続人で農業経営を開始している場合⇒該当「有」）	○ []	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		⑦ 現況が農地等以外の土地又は特定市街化区域農地等（都市営農農地等を除きます。）に特例を適用していませんか。	○ []	☐	—	☐
		⑧ 担保提供関係書類を期限内に提出していますか。 （担保提供関係書類を期限内に提出している場合⇒該当「有」）	○ 担保目録、担保提供書等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
例	非上場株式等についての相続税の納税猶予（特例措置）（※6）	① 必要な書類を添付していますか。 （非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例を適用する場合⇒該当「有」）	○ 会社の定款の写し等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		② 期限内申告ですか。		☐	—	—
		③ 遺言書又は遺産分割協議書はありますか。	○ 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※2）	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		④ 都道府県知事の認定書及び確認書がありますか。	○ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条第14項の都道府県知事の認定書の写し及び同条第7項の申請書の写し ○ 同規則第17条第5項の確認書の写し及び同条第2項の申請書の写し	☐	☐ 有 ☐ 無	☐

項	目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確 認 書 類	確認 (☐)	該当の 有無(☐)	添付 (☐)
特 例	非上場株式等 についての相続税の納税猶予（特例措置） （※6）	⑤ 「特例承継計画」（会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載したもの）を策定し、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工会議所等）の所見を記載の上、令和5年3月31日までに都道府県知事に提出し、その確認を受けましたか。 ⑥ 特例適用者が取得した非上場株式等は、平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間の最初のこの特例の適用に係る相続又は遺贈による取得、又は、その取得の日から特例経営承継期間の末日までの間に相続税の申告書の提出期限が到来する相続又は遺贈による取得ですか。 ⑦ 担保提供関係書類を期限内に提出していますか。 （担保提供関係書類を期限内に提出している場合⇒該当「有」）	○ 承継計画等 ○ 担保目録、担保提供書等	☐ ☐ ☐	☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無	☐ — ☐
	非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予（特例措置） （※6）	① 必要な書類を添付していますか。 （非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予を適用する場合⇒該当「有」） ② 贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける受贈者に係る贈与者の死亡ですか。 （上記に該当する場合⇒該当「有」） ③ 期限内申告ですか。 ④ 都道府県知事の確認書はありますか。 ⑤ 担保提供関係書類を期限内に提出していますか。 （担保提供関係書類を期限内に提出している場合⇒該当「有」）	○ 会社の定款の写し等 ○ 贈与税の申告書（控） ○ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の都道府県知事の確認書の写し及び同条2項の申請書の写し ○ 担保目録、担保提供書等	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無 — ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無	☐ ☐ — ☐ ☐
税 額 計 算 等		① 養子が2人以上いる場合、法定相続人の数に含める養子の数に誤りはありませんか（実子がいる場合には1人、実子がない場合には2人となります。）。 ② 法定相続分の計算に誤りはありませんか（特に相続人に代襲相続人がいる場合。）。 ③ 相続又は遺贈により財産を取得した者が孫（いわゆる孫養子を含み、代襲相続人を除きます。）や兄弟姉妹、受遺者等の場合は、税額の2割加算をしていますか。 （上記相続人がいる場合⇒該当「有」） ④ 相続人が未成年者である場合に、過去に未成年者控除の適用を受けている場合は、前の相続における控除不足額を限度として控除していますか。 （過去に適用している場合⇒該当「有」） ⑤ 相続人が障害者である場合に、過去に障害者控除の適用を受けている場合は、前の相続における控除不足額を限度として控除していますか。 （過去に適用している場合⇒該当「有」） ⑥ 法令の適用誤り、税額の計算誤り等はありませんか。	○ 戸籍の謄本、法定相続情報一覧図の写し等（※1）、過去に申告した相続税申告書（控） その他確認書類 [_____ _____ _____]	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	— — ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無 —	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

項 目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確 認 書 類	確認 (☐)	該当の 有無(☐)	添付 (☐)
そ の 他	① 生前の土地等の譲渡代金は相続財産に反映されていますか。 （土地等の譲渡代金がある場合 ⇒該当「有」）	○ []	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
	② 前回以前の相続の時において被相続人が取得した財産のうち、今回の相続財産に計上すべきものの有無を確認していますか。 （前回以前の相続において取得した場合 ⇒該当「有」）	○ 前回の相続の際の遺産分割協議書等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
	③ 多額の債務がある場合、その借り入れによって取得した財産は、相続財産に反映されていますか。 （多額の債務及び借入金がある場合 ⇒該当「有」）	○ 金銭消費貸借契約書等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
	④ 相続税の延納、物納をされる場合には、申請書等及び関係書類を相続税の申告書とともに申告期限（納期限）内に提出していますか。 （延納・物納をする場合⇒該当「有」）	○ []	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
	⑤ 非課税財産（墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるもの）を相続財産に計上していませんか（ただし、商品、骨とう品又は投資目的で所有するものを除く。）。	○ []	☐	—	☐

（※１） 次に掲げるいずれかの書類（複写したものを含みます。）の提出が必要です。

- ① 相続開始の日から10日を経過した日以後に作成された「戸籍の謄本」で、被相続人の全ての相続人を明らかにするもの
- ② 図形式の「法定相続情報一覧図の写し」（子の続柄が、実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限りま。

なお、被相続人に養子がいる場合は、その養子の戸籍の謄本又は抄本（複写したものを含みます。）も提出が必要です。

（※２） 配偶者の税額軽減、小規模宅地等の特例、農地等についての相続税の納税猶予の特例、非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例、山林についての相続税の納税猶予の特例、医療法人の持分についての相続税の納税猶予の特例、特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例、特定計画山林の特例、特定の美術品についての相続税の納税猶予の特例、個人の事業用資産についての相続税の納税猶予の特例等の適用を受ける場合には、必ず遺産分割協議書の写し、遺産分割協議書に押印した相続人全員の印鑑証明書の原本又は遺言書の写しの提出が必要です。

（※３） 「戸籍の附票の写し」とは、市区町村長から交付を受けた戸籍の附票に記載された事項を証明した書類（原本）のことであり、当該書類を複写（コピー）したものではありません。

（※４） 特例の適用を受ける者がマイナンバー（個人番号）を有している場合は提出する必要はありません。

（※５） 申告書の提出期限までに分割されていない財産を申告書の提出期限から３年以内に分割し、配偶者に対する相続税額の軽減の特例、小規模宅地等の特例及び特定計画山林の特例を受けようとするときは、「申告期限後３年以内の分割見込書」の提出が必要です。

（※６） 「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（特例措置）」等の適用を受けるための適用要件及び添付書類の確認には、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例のチェックシート（特例措置）」等を使用してください。

なお、「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（一般措置）」等の適用を受けるための適用要件及び添付書類は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例のチェックシート（一般措置）」等を確認してください。

被相続人 氏 名

相続人代表

住 所

氏 名

日 中 連 絡 が
とれる電話番号

()

関 与 税 理 士	所 在 地	
	氏 名	電話 ()

税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕

このチェックシートは、税理士法第33条の2の規定に基づく添付書面の作成に当たって、申告書を正しく作成していただけるよう確認すべき事項をまとめたものです。次表の「確認事項」欄をご確認の上、「確認」欄にチェックするとともに、その事項に係る該当の有無を「該当の有無」欄にチェックしてください。また、「確認書類」欄の〔 〕内には、当該確認に用いた書類の名称を記載し、確認した書類又はその写しを申告書に添付した場合は、「添付」欄にチェックをお願いします。

(令和3年10月以降用)

項 目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確認書類	確認 (有)	該当の 有無(有)	添付 (有)
相続税の納税地	○ 被相続人の死亡時の住所地を納税地として いますか。 ※住所地とは被相続人の「生活の本拠」 をいい、住民登録上の住所と一致しない 場合があります。	○ 被相続人の戸籍の附票の写し（相続 開始の日以後に作成されたもの） （※1） ○ 相続開始の日における契 割等（※2）	☒	—	☒
相続人等	① 法定相続人に誤りはありませんか。 ② 相続人に未成年者や障害者の方はいま せんか。	○ 相続人、法定相続情報一覧図の 写し等（※1） ○ 特別代理人選任の審判の証明書、身 体障害者手帳等	☒	☐ 有 ☒ 無	☐
相続財産	① 遺産分割協議書はありますか。 ② 遺言書はありますか。	確認事項に該当がある場合、「有」欄にレ点を記入 該当がない場合、「無」欄にレ点を記入	☒	☐ 有 ☐ 無	☒
不動産	① 未登記不動産はありませんか。 ② 共有不動産はありませんか。 ③ 先代名義の不動産はありませんか。 ④ 他の市区町村に所在する不動産はあり ませんか。 ⑤ 日本国外に所在する不動産はありませ んか。 ⑥ 他人の土地の上に存する建物（借地権） 及び他人の農地を小作（耕作権）してい るものはありませんか。	○ 所有不動産が確認できるもの （固定資産評価証明書、登記済権利 証、登記事項証明書、国外財産調書 （控）等） ○ 土地の賃貸借契約書、小作に付され ている旨の農業委員会の証明書	☒	☐ 有 ☒ 無	☒
有価証券	① 名義は異なるが、原資、管理、運用等の 状況から被相続人に帰属するものはあり ませんか（無記名の有価証券も含みま す。）。 ② 株式の割当てを受ける権利、配当期待権 はありませんか。 ③ 増資等による株式の増加分や端株につい て計上漏れはありませんか。 （端株を有する場合⇒該当「有」） ④ 日本国外の有価証券はありませんか。	○ 証券、株券、通帳又はその預り証 ○ 評価明細書等 ○ 配当金支払通知書（保有株数表示） 等 ○ 証券、株券又はその預り証、国外財 産調書（控）等	☒	☐ 有 ☐ 無	☒
現金・ 預貯金等	① 相続開始直前に、被相続人の預金口座等 から出金された現金を確認し、相続開始 日の現金残高を手元現金に含め計上して いますか。（被相続人の預金口座から出 金された現金を相続開始日の手元現金に 含めている場合⇒該当「有」） ② 預貯金や現金などの増減について、相続 開始前5年間程度の期間における入出金 の使途等を確認していますか。 ③ 名義は異なるが、原資、管理、運用等の 状況から被相続人に帰属するものはあり ませんか。 ④ 日本国外の現金・預金等 ⑤ 既経過利息の計算は行っていますか。 （既経過利息の計算を行っている預貯金 等を有する場合⇒該当「有」）	○ 預貯金・貸付信託等の残高証明書 （相続開始日現在のもの）、預貯金 通帳（国外金融機関の預貯金であれ ばステートメント）等 ⇒ 相続開始前 5 年分確認 確認した名義、取引金融機関名、 口座番号等 被相続人 A ●●銀行/▲支店 1234567 被相続人 B ■■銀行/□支店 2233445 その他確認書類 被相続人の手帳、家計簿	☒	☐ 有 ☐ 無	☒

法人税 確定申告書（ 年分・平成〇〇年〇月〇日 事業年度分・平成△△年△月△日 ）に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

33の2①

		※整理番号	
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 国税 太郎 ?	
	事務所の所在地	東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 電話 (03) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 国税 太郎 ?	
	事務所の所在地	東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 電話 (03) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	所属税理士会等	東京 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇号	
税務代理権限証書の提出		☒ (法人税・消費税) ・ 無	
依 頼 者	氏名又は名称	株式会社 〇〇商事 代表取締役 〇〇 一郎	
	住所又は事務所の所在地	東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 電話 (03) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。			
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項			
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等	
依頼者が自ら起票した仕訳伝票に基づき、コンピュータ処理により作成した仕訳帳、総勘定元帳、貸借対照表、損益計算書。		会計伝票、銀行帳、証憑書類、手形帳、給与台帳、固定資産台帳	
2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項			
帳簿書類の名称		備 考	
総勘定元帳、決算報告書類、現金出納帳、銀行帳、預金残高証明書、勘定科目別消費税集計表			

※事務 処理欄	部門	業種			意見聴取連絡実績		事前通知等実績	
					年 月 日	税 理 士 名	通知年月日	予定年月日
					・ ・		・ ・	・ ・

(1/3)

			※整理番号	
3 計算し、整理した主な事項				
	区 分	事 項	備 考	
	寄付金	雑費、交際費の中に寄付金に該当するものがないか確認した。		
	消耗品費	消耗品費、修繕費等の中に資本的支出に該当するものがないか確認した。	請求書等により確認したところ該当があったので資産勘定に修正計上した。	
(1)		資本的支出に該当するものが、損金に計上されていないかについて、税理士が検討しており、調査省略等の参考となる。		
(2)	(1)のうち顕著な増減事項		増 減	多岐の項目に渡り、その増減理由についての記載があり、法人の事業内容、業況などが把握でき、調査省略等の際の参考となる。
	材料費	前期比約××百万円の増加 売上増によるもの及び材料単価の増によるものである。		
	労務費	前期比約××百万円の増加 人員の増加によるもの、製品検査の高精度化のため人材派遣を採用した結果雑給××百万円、賞与の増加××百万円が主たる要因である。		
	外注費	前期比約××百万円の増加 社内製造が対応できないため外注依存が高くなった。		
	消耗品費（製造原価）	前期比約××百万円の増加 近年の設備の増加に伴い、刃具・工具消耗品が増加したためである。 （その他別紙による。）		
	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項		変 更 等 の 理 由	
(3)	科目の変更 賃金より雑給に変更	前期は、人材派遣費用を賃金勘定で処理していたが、当期より雑給勘定で処理を変更した。		

(2 / 3)

主な増減理由

科 目	適 用
売 上 高	前期比約××百万円の増加 部品関連の新規部品の受注が増加したためである。
販売費・管理費	前期比約××万円の減少 広告宣伝費 前期比××万円の減少 従業員の採用も一段落し求人広告が減少したためである。 役員報酬 前期比約××万円の増加 報酬改定によるものである。 厚生費 前期比××万円の減少 前期人材育成のため管理者養成の研修費用を計上した。かつ当期は研修を実施しなかったためである。 法定福利費 前期比約××万円の減少 休職中の役員に対する社会保険負担分を精算したためである。 修繕費 前期比約××万円の減少 前期において〇〇工場の外装塗装工事××万円が計上されていたためである。 保険料 前期比約××万円の増加 役員に対する定期保険に新規加入したためである。
営業外費用	支払利息 前期比約××万円の増加 設備投資の増加により、借入金の資金調整が増加したためである。 材料費 前期比約××百万円の増加 部品のコスト削減の影響を受け、受注単価の実質工賃の値下げが結果として材料費を押し上げたためである。
総製造費用	労務費 前期比約××百万円の増加 ここ数年の受注増に対し、人員を増加しつづけてきた。しかし当初予定に対し技術力がなかなか追いつかず、その結果、不良率が高くなり、製品検査に人材派遣を投入した。その費用が約××百万円増加した。

多岐の項目に渡り、その増減理由についての記載があり、法人の事業内容、業況などが把握でき、調査省略等の際の参考となる。

		※整理番号	
4 相談に応じた事項			
事 項		相 談 の 要 旨	
な し		な し	
5 その他			
○ 総合所見 原始記録の保存状況は良好であり、各取引についても整然かつ明瞭に会計処理されている。 また、契約書、請求書、(取引先別)、証憑書等も整然と保管されている。			

国税・地方税の納付は、

ダイレクト納付をご利用ください！

簡単！便利！
事前に登録した預貯金口座から
引落し！



国税庁e-Taxキャラクター
イータ君



エルタックスイメージキャラクター
エルレンジャー

どこが簡単・便利なんですか？

- インターネットに接続できる端末があれば、利用可能です！
 - インターネットバンキングの契約は不要！手数料はかかりません！
 - 金融機関や税務署・県(都)税事務所・市区町村の窓口に出向く必要がありません！
- ⇒ **特に、毎月の源泉所得税や特別徴収に係る個人住民税の納付に便利です！**
- 納付日を指定して納付することができます！

ダイレクト納付を始めるには？

ダイレクト納付利用届出書（口座振替依頼書）を
提出するだけ！

※ QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

国税・地方税共通

利用可能金融機関はこちら

- ダイレクト納付が利用できる金融機関に預貯金口座がある。



【国税・書面】



【国税・オンライン】



【地方税】

国税の場合

- 初めの方
(イータックス)
e-Tax 利用開始の手続からスタート！
- 国税のダイレクト納付利用届出書を提出！
個人の方はオンラインで届出書の提出が
可能です。
※ 利用開始まで、書面提出では約1か月、
オンライン提出では約10日程度の期間が
必要です。

詳細はこちら ⇒



地方税の場合

- 初めの方
(エルタックス)
eLTAX 利用開始の手続からスタート！
- 地方税のダイレクト納付口座振替依頼書
を提出！
※ 利用開始まで、約1か月程度の期間が
必要です。

詳細はこちら ⇒



具体的な
利用手順に
ついては
裏面へ！



東京国税局



千葉県



東京都主税局



神奈川県



山梨県

ダイレクト納付ってどうやるの？

申告したら、あとは簡単なクリック操作だけ！

(注1) 国税のダイレクト納付の利用手順

● Step1

e-Taxで申告書・徴収高計算書等を作成・送信します。

● Step2

メッセージボックスに格納された受信通知を確認します。

● Step3

即時又は納付日を指定して納付します。事前に登録した口座から引落しされます。



(注1) 全ての税目について利用可能です。ただし、送信データによりご利用できない税目がありますので、詳細は、e-Taxホームページ（電子納税の詳細）をご確認ください。
手続に関するご不明な点につきましては、e-Taxホームページ又は管轄の税務署へお問い合わせください。

e-Taxホームページ

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>



(注2) 地方税のダイレクト納付の利用手順

● Step1

eLTAXで「電子申告連動分」・「みなし・見込納付分」・「個人住民税（特別徴収分）」の納付情報発行依頼を行います。

● Step2

納付情報を受けとり、内容を確認します。

● Step3

即時又は納付日を指定して納付します。事前に登録した口座から引落しされます。



eLTAXホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



(注2) 利用可能税目は、法人都道府県民税、法人事業税、個人住民税（特別徴収分）など、一部の税目に限られますので、詳細は、eLTAXホームページをご確認ください。
手続に関するご不明な点につきましては、eLTAXホームページをご覧ください。



電子納税証明書(PDF)が とても便利です！

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って請求から受取まで
簡単な操作でできますので、ぜひご利用ください！

メリット その 1 税務署窓口に行く必要がなく**非対面**で請求から受取までできます！

メリット その 2 電子納税証明書(PDFファイル)は**何度でも**お使いいただけます(※注)！
※提出先から求められた期限内に発行されたものであることは、書面の場合と同様です。

メリット その 3 電子納税証明書(PDFファイル)は**何枚でも**印刷できます！

発行までの流れ

自宅等で請求データを作成・送信

そのまま自宅等で受取



**1
STEP**

自宅やオフィスで請求

e-Tax ソフト(Web 版)を使って、自宅やオフィスのパソコンで
納税証明書の請求データを作成し、送信します。詳しい操作方法に
ついては、e-Tax ホームページ内「電子納税証明書(電子ファイル)に
ついて(詳細)」をご覧ください。

※請求データの送信には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。
※代理人の方も請求することができます。

電子納税証明書
(電子ファイル)
について(詳細)



**2
STEP**

手数料の納付

e-Taxソフト(Web版)のメッセージボックスに配信される案内
から、インターネットバンキング等により手数料を納付します。

※手数料については、1 税目 × 1 年度 1 枚あたり 370 円です。



**3
STEP**

電子納税証明書(PDF)の受取

納付した後、電子納税証明書(PDF ファイル)がダウンロードできる
ようになります。必要に応じて自宅やオフィスのプリンター、コンビニ
エンスストアの印刷サービスを利用して印刷ができます。

※ダウンロードできる期間は、メッセージボックスに発行受付結果(電子納税証明書の
発行準備が整った旨の通知)が配信されてから 90 日間です。

※コンビニエンスストアの印刷サービスの利用には、別途料金がかかります。



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます



e-Tax ホームページ

<https://www.e-tax.nta.go.jp>

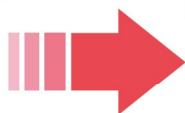
納税証明書の便利な請求、
受取方法は他にもあります。
詳しくは、裏面をご覧ください。



他にもまだある // 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!

納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、ぜひご利用ください。

自宅等で
請求データ
を作成



税務署窓口で受取
又は郵送で受取



窓口での待ち時間が
短縮できます。

オンライン請求の手順（税務署窓口で受け取る場合）

1
STEP

自宅やオフィスで請求

- ▶ パソコンをご利用の方は、e-tax ソフト（WEB 版）から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求（署名省略分）」を選択し作成してください。

（注）e-Tax を初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

- ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Tax ソフト（SP 版）から作成できます。右の QR コードからアクセスしてください。（QR コードは（株）デンソーウェーブの登録商標です）



2
STEP

税務署窓口で本人確認

- ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類（運転免許証など）及び個人に係る請求の場合には番号確認書類（マイナンバーカードなど）をご提示ください。
- ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類（運転免許証など）のほか、個人に係る請求の場合には本人の番号確認書類（マイナンバーカードなど）の写しが必要です。
- ▶ 本人確認書類の種類により、1 枚の提示で足りるものと 2 枚の提示が必要なものに分れます。
- ▶ 詳しくは国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

ここからは、税務署窓口での手続きです。



3
STEP

手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

手数料がおトクです。

1 税目 1 年度 1 枚 370 円（通常 400 円）

4
STEP

納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受け取りができます。詳しい手続は、e-Tax ホームページ内「書面の納税証明書を受け取る場合について」をご覧ください。



※事前に電子証明書（マイナンバーカード等）の取得や、IC カードリーダーの購入が必要です。

※スマートフォンやタブレット端末向けの e-Tax ソフト（S P 版）はご利用できません。

※インターネットバンキングや A T M 等からペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

令和3年
7月から

納税証明書の デザインが変わります



新デザイン (A4サイズ)

納税証明書
(その1 納税額等証明用)

住 所(所在地) 東京都千代田区霞が関3丁目1-1
氏 名(名 称) 国税 太郎

税 目	申告所得税	納付すべき税額	納付済額	未納税額	法定納期限等
年度及び区分	申告額	更正・決定後の額			
令和1年 分		¥0 *****	¥0 *****	*****	
本税		¥0 *****	¥0 *****	*****	
令和2年 分		¥0 *****	¥0 *****	*****	
本税		¥0 *****	¥0 *****	*****	
	以	下	余	白	

(備 考)
○ 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

機関(証明) 票 000001 号
上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇税務署長
財務事務官 〇〇 〇〇
署長印

旧デザイン (A4サイズ)

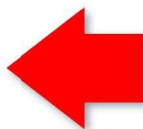
納税証明書
(その1・納税額等証明用)

住 所(所在地) 千葉県船橋市旭町1丁目16
氏 名(名 称) 国税商事 株式会社
代表者 代表取締役 国税 品

税目	法人税	納付すべき税額	納付済額	未納税額	法定納期限等
年度及び区分	申告額	更正・決定後の額			
(D)平成29年1月1日 (R)平成29年12月31日 本税		*****	無	無	*****
(D)平成30年1月1日 (R)平成30年12月31日 本税		*****	無	無	*****
	以	下	余	白	

(備 考)
○ 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

税(証明) 票 〇 号
610000000



これからは、こちらの
新デザインで発行されます。

新デザインの3つの特徴 !!

- ① プリンターで印刷可能な偽造防止技術を採用
- ② 複数の偽造防止技術を組み合わせることで、証明書の信頼性を確保
- ③ 証明内容は、国税庁ホームページでも確認が可能 (注)

(注) 納税証明書の QR コードに証明内容が格納されており、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」から納税証明書確認コーナー(令和3年7月公開)を利用することで証明内容を確認できます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm> ➡



国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>



国 税 庁

検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます

QR コードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

R3.3

事業者の方へ



消費税の
インボイス
制度

令和3年10月1日

登録申請 受付開始！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。
適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

登録申請手続は、イータックス e-Tax をご利用ください！！



「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用
いただくと質問に回答していくことで申請が可能



e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知の受領が
可能

※ 「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」
を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・
インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）

【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

インボイス制度について詳しくお知り
になりたい方は、国税庁ホームページ
(<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス
制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



国税庁 法人番号 7000012050002

2021.7

「インボイス制度」 ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存（※）等が必要となります。

（※） 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」 ってナニ？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

登録申請書の 郵送による 提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

- ・ 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）
- ・ 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
- ・ 適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書

インボイス登録センターの管轄等については、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」内の「申請手続」の「郵送による登録申請手続」をご覧ください。

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

全国どこからでも
誰でも参加可能な

オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを講師がわかりやすく解説します。
また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

開催日時

説明会サイトに掲載（随時掲載）

※下記の説明会サイトにアクセスして確認してください。

→ https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm

定員

各回 100名
（先着順）

費用

無料
（通信費用は実費となります。）

説明会サイトへ



電子帳簿保存法が改正されました

R3.05
(R3.12 改訂)

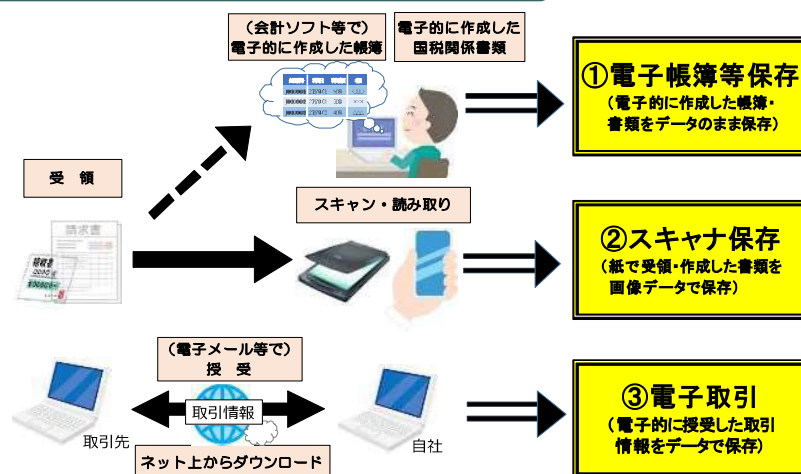
経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行われました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、
どのようなものですか？

A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。
電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。

～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



～ 電子帳簿等保存(区分①)に関する改正事項 ～

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

これまで、電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました（電子的に作成した国税関係書類を電磁的記録により保存する場合についても同様です。）。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用

※ 令和4年1月1日以後も改正前の要件を満たして保存等を行おうとする方が承認を受けようとする場合には、承認申請書を令和3年9月30日までに所轄税務署長宛提出して頂くようお願いいたします（スキナ保存も同様です。）。

2 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。

一定の国税関係帳簿（注1）について優良な電子帳簿の要件（注2）を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に記録された事項に関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました（申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません。）。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

（注1） 一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者（青色申告法人）が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿（売掛帳や固定資産台帳等）又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。

（注2） 電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“優良”の要件をご確認ください。

3 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。

正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って記録されるものに限られます。他の要件については、電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“その他”の要件をご確認ください。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用

電子帳簿の保存要件の概要

保存要件概要		改正前	改正後	
			優良	その他
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	－
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	－
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	○	－
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○	○
保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		○	○	○
検索要件	① 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること » 改正後、記録項目は取引年月日、取引金額、取引先に限定	○	○	－
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	○※1	－
	③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○	○※1	－
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること		－	－※1	○※2

※1 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります（後述のスキャナ保存及び電子取引についても同様です。）。

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要となります。

（参考） 優良な電子帳簿の要件を満たして対象帳簿の備付け及び保存を行い、前頁2の届出書の提出がある場合には、所得税の青色申告特別控除（65万円）が適用できます。

電子帳簿の手続に関する Q & A



Q：新たに、対象の帳簿について電子保存を行う場合に、過少申告加算税の5％軽減や所得税の青色申告特別控除（65万円）の適用を受けるためには、いつまでにどのような手続が必要ですか？

A：適用を受けようとする初年度においては、その過少申告加算税の5％軽減や青色申告特別控除（65万円）の適用を受けようとする課税期間に係る法定申告期限までに、所轄の税務署長宛に、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書を提出していただく必要があります。



Q：これまで税務署長の承認を受け、総勘定元帳及び仕訳帳等の優良な電子帳簿の対象となる帳簿について電子保存していましたが、その場合でも届出書の提出は必要ですか？

A：過少申告加算税の5％軽減の適用を受けるためには、これまで承認を受けて保存等していた場合でも本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書の提出が必要です。

なお、令和4年1月1日より前に受けた承認の効力自体は取りやめの届出書の提出（又は税務当局からの取消処分）がない限り有効ですので、その承認が有効とされる間は、引き続き改正前の要件で保存等を行う必要があります。したがって、承認を受けていた方が令和4年1月1日以後に備付けを開始する帳簿について、改正後の要件に従って電子帳簿保存を行う場合には承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となりますのでご注意ください。

～ スキャナ保存（区分②）に関する改正事項 ～

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

2 タイムスタンプ要件、検索要件等について、次のとおり要件が緩和されました。

- (1) タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様、最長約2か月と概ね7営業日以内とされました。
- (2) 受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要とされました。
- (3) 電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等（注1）において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができるときは、タイムスタンプの付与に代えることができることとされました。

（注1） 訂正又は削除を行うことができないクラウド等も含まれます。

- (4) 検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせ条件を設定できる機能の確保（前頁帳簿の検索要件②及び③に相当する要件）が不要となりました。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

3 適正事務処理要件（注2）が廃止されました。

（注2） 相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等のことをいいます。

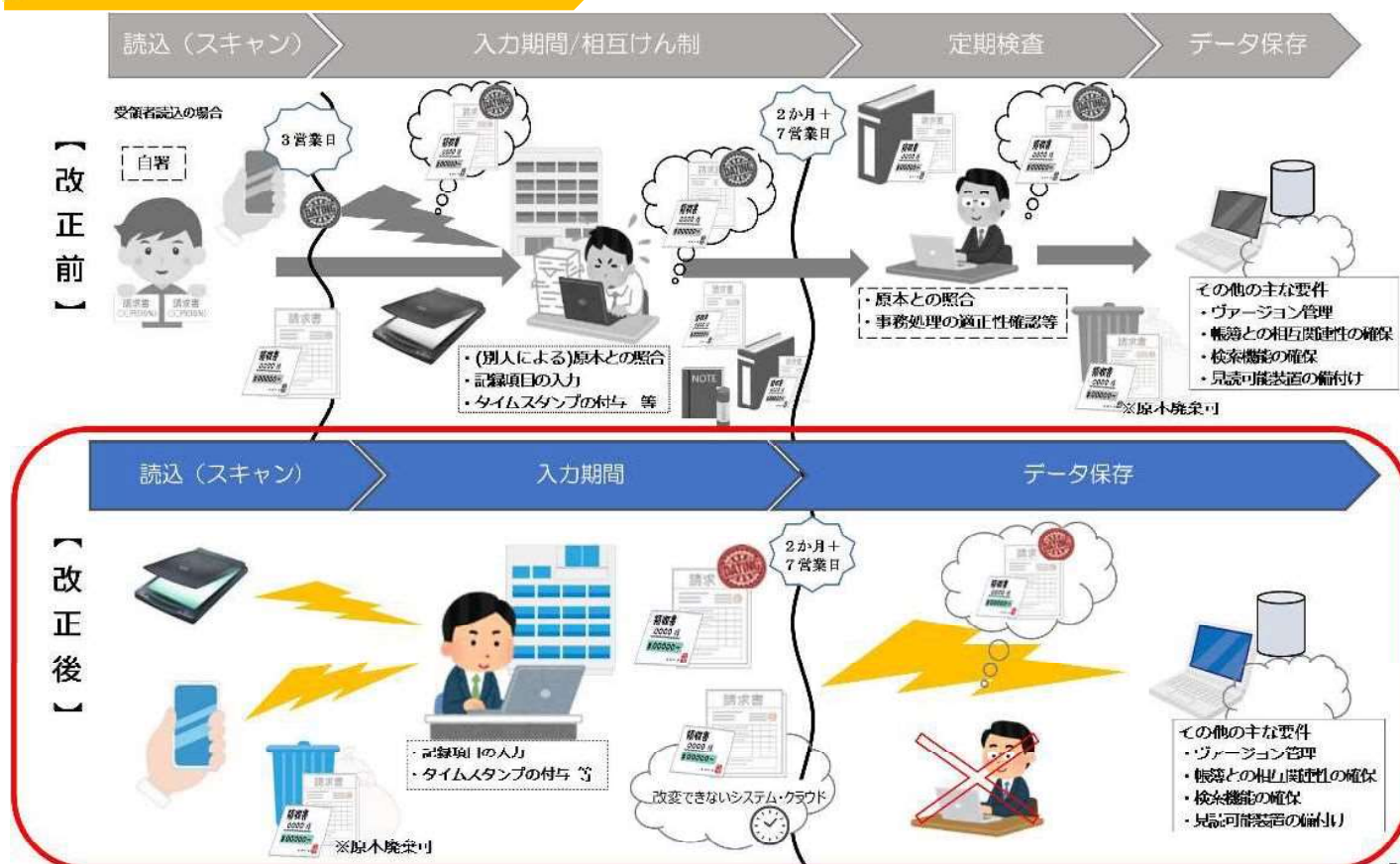
令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

4 スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置が整備されました。

令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用

適正な保存を担保するための措置として、スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

スキャナ保存要件の概要図（イメージ）





Q：これまで税務署長の承認を受け、スキャナ保存を行ってきましたが、今回の承認制度廃止に伴い、何か手続は必要ですか？
また、改正後の緩和された要件の下で保存を行っても問題ありませんか？

A：施行日（令和4年1月1日）以後についても引き続き承認は有効であり、承認の取りやめの届出書を提出する（又は税務当局から取消処分を受ける）までは、その後も改正前の要件を満たしてスキャナ保存を行う必要があります。したがって、施行日前に承認を受けていた方が、施行日以後緩和された要件の下で保存を行う場合には、承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となります。

なお、施行日前に承認を受けていた方が、引き続き改正前の要件で保存を行うか、新たに改正後の要件で保存を行うかは保存義務者の選択となりますが、重加算税の10%加重措置については、施行日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

～ 電子取引(区分③)に関する改正事項 ～

1 タイムスタンプ要件及び検索要件について次のとおり要件が緩和されました。

タイムスタンプ要件に係るタイムスタンプの付与期間及び検索要件に係る検索項目について「スキャナ保存（区分②）に関する改正事項」の2(1)と(4)と同趣旨の改正が行われたほか、基準期間（注）の売上高が1,000万円以下である方（小規模な事業者）について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件の全てが不要とされました。

令和4年1月1日以後行う電子取引について適用

（注）「基準期間」とは、個人事業者については電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間をいい、法人については電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいいます。

2 適正な保存を担保する措置として、次の見直しが行われました。

(1) 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止されました。

令和4年1月1日以後行う電子取引について適用（注）

※ 消費税における電子取引の取引情報等に係る電磁的記録については、引き続き出力書面による保存が可能です。

（注）令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません（事前申請等は不要）。令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。

(2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

※ 下記要件のうち下線を付した部分が、令和3年度税制改正により変更があった箇所です。

電子取引の保存要件	真実性の要件	以下の措置のいずれかを行うこと ① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う ② 取引情報の授受後、速やかに（又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う ④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う
	可視性の要件	保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと 電子計算機処理システムの概要書を備え付けること 検索機能※を確保すること ※ 帳簿の検索要件①～③に相当する要件（ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③不要） 保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能不要

申請書の様式や電子帳簿保存法のQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています（改正分は随時掲載していきます。）。詳しくは、国税庁 電子帳簿保存法 で 検索



国税庁
(法人番号 7000012050002)

税理士の方へ

相続税申告は e-Tax をご利用ください！



令和3年1月から、**相続税修正申告**も e-Tax による提出が可能になりました！
(令和元年分以降)

～e-Tax による相続税申告には、これらのメリットがあります～

メリット1

財産取得者の**利用者識別番号のみ**で申告！

メリット2

ご利用の税務会計ソフトで作成した申告書を送信！

メリット3

添付書類は**イメージデータ**
(PDF形式)で送信！

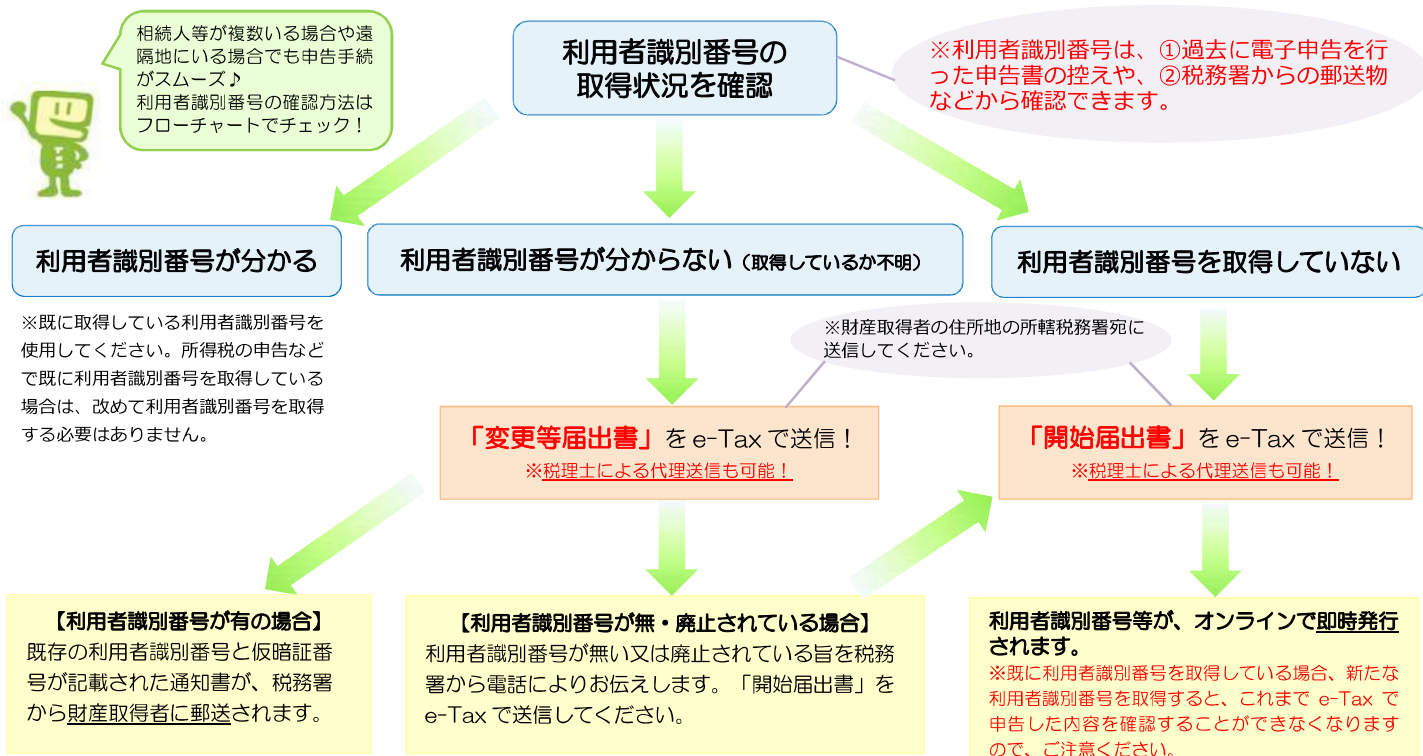
メリット4

送信した申告等はデータ管理で
ペーパーレス化の実現！

メリット1

財産取得者の利用者識別番号のみで申告できます！

※財産取得者の利用者識別番号の暗証番号や電子証明書（マイナンバーカード等）は不要です。また、財産取得者の本人確認書類の添付も不要です。



メリット2

ご利用の税務会計ソフトで作成した申告書を送信できます！

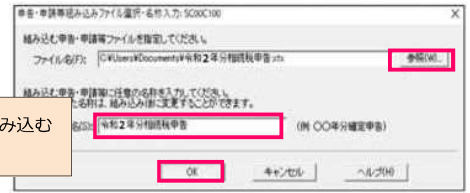
ご利用の税務会計ソフトに e-Tax 送信機能がない場合でも、e-Tax ソフト又は e-Tax ソフト（WEB 版）から送信できます。
 ※ご利用の税務会計ソフトで作成した相続税に係る電子申告用データ（拡張子が「.xtx」のもの）がある場合に限りです。
 ※e-Tax ソフトでも申告書を作成することができます。



e-Tax ソフトは e-Tax ホームページからダウンロードできます♪

e-Tax ソフトでの電子申告用データ（拡張子が「.xtx」）の組み込み画面

「参照」をクリックし、組み込む申告等データを選択



メリット3

添付書類は『イメージデータで提出』できます！

相続税申告に係る添付書類をイメージデータ（PDF 形式）として送信することにより提出できます。

「戸籍の謄本」などの法定添付書類のほか、「土地等の評価明細書」や「預貯金等の残高証明書」などの法定外添付書類についても同様です。

※申告書や税務代理権限証書などは、イメージデータ（PDF 形式）で提出することはできません。

送信方式	内容	送信可能回数
同時送信方式	申告・申請等データの送信時に、当該データと添付書類のイメージデータを同時に送信する方式	1回
追加送信方式	申告・申請等データの送信後に、受信通知から別途、添付書類のイメージデータを追加で送信する方式	10回まで送信可能

送信直前まで申告内容の差替え・訂正が可能♪



1 回の送信当たり最大 136 ファイル、8.0MB の容量データを送信できます。

※同時送信方式と追加送信方式を併用した場合、最大 11 回の送信で 1,496 ファイル、88.0MB まで送信することができます。

メリット4

送信した申告等はデータ管理でペーパーレス化が実現します！

送信したデータや受付結果をファイルで保存できるため、データ管理が可能となり、ペーパーレス化につながります。



相続税の申告書（控）などの保管スペースの必要なし♪

参考情報

「相続税申告書の代理送信等に関する Q & A」を国税庁ホームページに掲載しています！

税理士の方からのよくある質問を掲載しています。

【掲載場所】ホーム ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係



Q&A はこちら！

e-Tax に関する最新の情報を e-Tax ホームページに掲載しています！

e-Tax ホームページでは、利用者識別番号の取得方法やイメージデータに関する情報のほか、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Tax ソフトの操作方法等に関する情報について、詳しくお知らせしています。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>

イータックス

検索

事前準備、送信方法などに関するお問合せ

e-Tax ・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901**（全国一律市内通話料金）

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00（休祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く。）

受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報を e-Tax ホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171 をご利用ください（通常の通話料金となります。）。



国税庁 法人番号 7000012050002

令和 3 年 6 月